

**野辺地町**  
**高齢者福祉計画・**  
**第8期介護保険事業計画**

**令和3年3月**  
**青森県 野辺地町**



## は　じ　め　に

わが国では、近年、急速に高齢化が進み、令和2（2020）年の高齢化率は28.7%となり、人口減少社会の到来や少子超高齢化という社会構造の変化に直面しています。野辺地町も同様の傾向にあり、高齢化率は38.2%となっています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、総人口・現役世代人口が減少する一方で、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

こうした超高齢化の社会背景の中、平成12（2000）年から始まった介護保険制度は既に20年が経過し、3年ごとの見直し及び改正が行われてきました。

そこで、当町では「つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ」を基本理念に、令和3（2021）年度からの3年間を計画期間とする新たな「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、地域住民の方々のニーズに対応した包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等を推進していきます。また、高齢者が住み慣れた地域で、自立し心豊かにいきいきと安心して暮らし続けられるよう、介護予防や健康づくりの充実を図るとともに、日常生活支援や地域づくりに地域住民の方々が地域を支える担い手として幅広い分野で活躍できる仕組みづくりにも取り組んでまいります。

今後は本計画に基づき、町民の皆様の参加と関係機関との綿密な連携・協働のもと、高齢者が心豊かに暮らせる地域づくりに、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました関係各位に心から感謝し、厚く御礼を申しあげます。

令和3（2021）年3月

野辺地町長 野 村 秀 雄





## 目 次

---

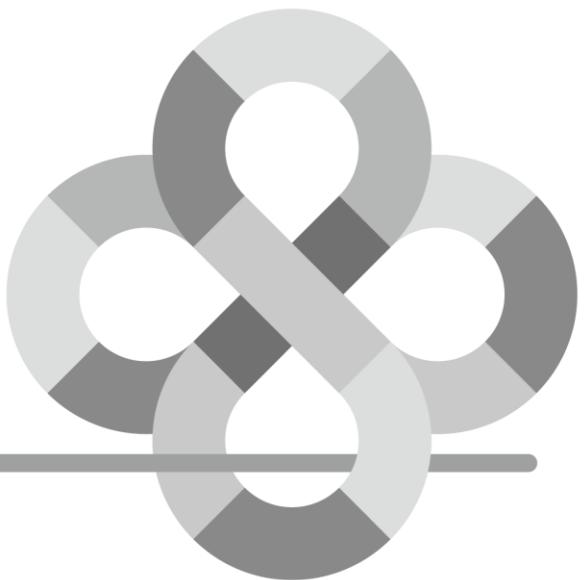
<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと他計画との関係	4
(1) 法令の根拠	4
(2) 他計画との関係	4
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 計画策定の基本的な考え方	5
(2) 高齢者調査の実施	5
5 改正基本指針に基づいた計画の改訂ポイント	6
<b>第2章 高齢者の現状と将来推計</b>	<b>9</b>
1 人口構造の推移	9
2 高齢者世帯の状況	10
(1) 高齢者世帯の推移	10
(2) 高齢者の居住状況	11
3 介護保険被保険者の状況	11
(1) 被保険者数の推移	11
(2) 所得段階別第1号被保険者数の推移	12
4 要支援・要介護認定者の状況	12
5 介護給付実績データの分析結果	13
6 高齢者の将来推計	17
(1) 推計人口	17
(2) 要支援・要介護認定者の推計	17
7 調査結果から見えた現状の分析	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>23</b>
1 基本理念	23
2 基本的施策	23
3 施策体系図	25
<b>第4章 将来を見据えた施策展開</b>	<b>29</b>
基本施策Ⅰ 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり	30
1 高齢者の健康づくりの推進	30
(1) 生活習慣病予防改善への取組	30
(2) 心身の健康づくり全般への取組	31

(3) 感染症予防への取組.....	31
(4) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施 .....	32
2 高齢者福祉サービス .....	32
(1) 高齢者福祉サービスの提供 .....	32
3 高齢者の生きがいづくり等の推進.....	34
(1) 高齢者の生きがいづくり等の推進.....	34
4 民間サービス等の活動.....	35
(1) 民間サービス等の活動.....	35
5 高齢者が地域で暮らす体制づくり.....	35
(1) 地域包括支援センターの機能強化.....	37
(2) 家族介護支援事業 .....	37
6 安心して暮らせる環境の整備 .....	38
(1) 地域住民への普及啓発.....	38
基本施策Ⅱ 生活への自立支援や介護予防等の推進.....	39
1 地域で推進する一般介護予防事業.....	39
(1) 迅速な対象者把握の実現 .....	39
(2) 魅力あるプログラムの企画 .....	39
(3) 住民主体の介護予防活動の支援.....	39
(4) リハビリテーション専門職等の活用.....	39
(5) 一般介護予防事業評価事業の推進.....	40
2 生活支援サービスの提供.....	40
(1) 訪問型サービスの提供.....	40
(2) 通所型サービスの提供.....	41
(3) その他生活支援サービス .....	41
基本施策Ⅲ 将来を見据えた地域包括ケアシステムの推進.....	43
1 在宅医療・介護連携の推進.....	45
(1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進 .....	45
(2) 在宅医療・介護連携に関する取組 .....	46
(3) 二次医療圏内・自治体間の連携.....	47
2 認知症施策の推進 .....	47
(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の推進 .....	47
(2) 早期診断・早期対応のための支援体制整備 .....	48
(3) 認知症に適応した介護サービスの提供 .....	49
(4) 介護者への支援 .....	50

(5) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援 .....	50
(6) 高齢者の権利擁護の推進 .....	50
3 生活支援・介護予防サービスの体制整備 .....	51
(1) 生活支援事業の基盤整備「生活支援体制整備事業」 .....	52
4 地域ケア会議の推進 .....	52
(1) 地域ケア会議の運営と課題検討 .....	53
(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発 .....	54
5 高齢者の居住安定に係る施策との連携 .....	54
(1) 生活支援ハウス等の活用 .....	54
(2) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の確保 .....	54
6 地域包括ケアシステムの推進 .....	55
(1) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 及び業務効率化と質の向上 .....	55
(2) 地域包括ケアシステム推進の目標指標 .....	56
基本施策Ⅳ 介護を受けながら安心して生活できる体制づくり .....	57
1 保険者機能の強化 .....	57
(1) 介護給付適正化対策事業（第5期介護給付適正化計画） .....	57
(2) 介護給付サービスの質の向上 .....	60
(3) その他の取組 .....	61
(4) 介護サービス情報公表システムの活用 .....	61
<b>第5章 介護保険料の設定 .....</b>	<b>65</b>
1 介護給付費等の見込み .....	65
(1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス） .....	65
(2) 介護予防給付費 .....	67
(3) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員 .....	69
(4) 標準給付費 .....	69
(5) 地域支援事業費 .....	69
2 介護保険料基準額の算定 .....	70
3 所得段階別保険料の設定 .....	71
<b>第6章 成年後見制度利用促進計画 .....</b>	<b>75</b>
1 計画策定にあたって .....	75
(1) 計画策定の背景と趣旨 .....	75

(2) 計画の根拠.....	75
(3) 計画の期間.....	75
(4) これまでの取組と主な実績.....	75
2 計画の基本的な考え方.....	76
(1) 基本的な考え方 .....	76
(2) 基本目標.....	77
3 実現に向けた取組 .....	77
(1) 地域連携ネットワークの構築 .....	77
(2) 中核機関の設置と運営 .....	78
(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備 .....	79
<b>第7章 計画の推進体制等.....</b>	<b>85</b>
1 計画運用に関するPDCAサイクルの推進 .....	85
2 計画の点検体制 .....	85
(1) 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用 .....	85
(2) 進捗状況の評価・見直し .....	86
3 推進体制の整備・強化.....	86
(1) 内部推進体制の強化.....	86
(2) 近隣の市町相互間の連携 .....	86
<b>資料編.....</b>	<b>89</b>
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の概要 .....	89
(1) 調査の目的 .....	89
(2) 調査対象者 .....	89
(3) 調査期間及び調査方法 .....	89
(4) 配布・回収数 .....	89
2 調査結果から見た高齢者の現状 .....	90
(1) “5つの高齢者像”からみた地域分析 .....	90
(2) リスクに該当する高齢者の出現率 .....	92
(3) 地域での活動について .....	93
(4) たすけあいの状況 .....	95
(5) 在宅介護の実態 .....	95
3 野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱.....	99





## 第1章

---

計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の3倍以上となりました。介護サービスの提供事業所数も着実に増加しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきました。

この間、総人口は減少に転じ、一方で高齢者数は今後も増加が見込まれ、高齢化が進展していく現状において、介護保険制度は、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以後「地域包括ケアシステム」という。）の構築を目指してきました。

また、平成26（2014）年には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等に関する法律（平成26年法律第83号）」による介護保険制度の改革、平成29（2017）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」による介護保険制度の見直しが行われました。

令和7（2025）年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。一方、介護サービス利用者数はピークを過ぎ減少に転じることが予測されるため、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、野辺地町（以後「当町」という。）では、令和7（2025）年及び令和22（2040）年における目標を示した上で、基本理念の「つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ」の実現を目指した「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以後「第8期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施を計画的に図っていきます。



## 2 計画の位置づけと他計画との関係

### (1) 法令の根拠

第8期計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

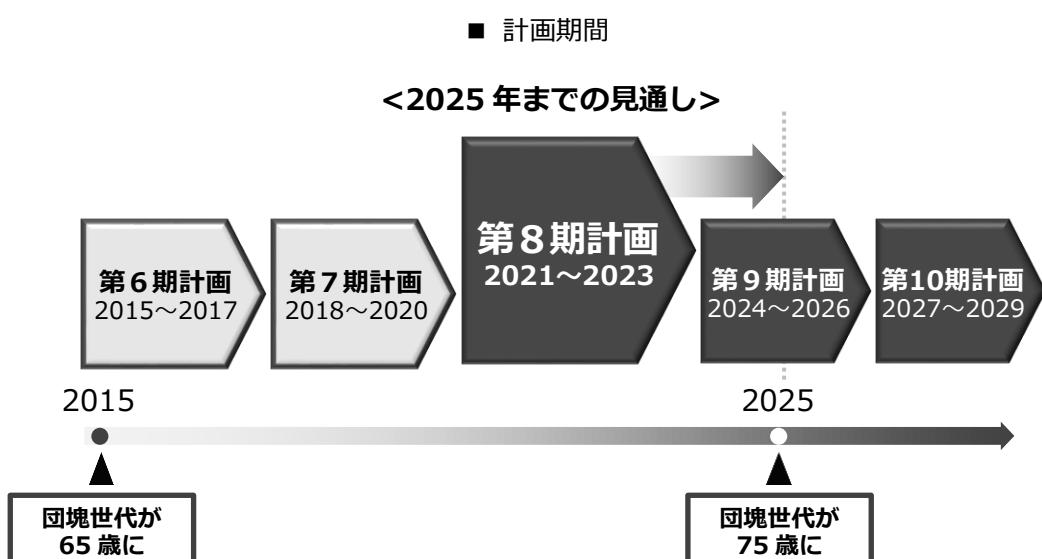
## (2) 他計画との関係

第8期計画は、平成30（2018）年度以降、県の介護保険事業支援計画、医療計画の作成・見直しのサイクルが一致するため、効率的で質の高い医療提供体制の構築と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、県計画や医療計画との調整も図りました。また、要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定める計画であることから、野辺地町障がい者支援計画、第6次野辺地町まちづくり総合計画、野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略、その他の法律の規定による計画との調和を図りました。

### 3 計画期間

保険料率が3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされていることから、その算定の基礎となる介護保険事業計画は3年ごとに見直します。また、高齢者福祉計画についても、介護保険事業計画と整合性が保たれなければならないことから、同時に見直しをするものとします。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を第8期計画の期間とし、令和2（2020）年度までに必要な見直しを行いました。





## 4 計画の策定体制

### (1) 計画策定の基本的な考え方

第8期介護保険事業計画は、人口が減少する一方高齢者数は増加が見込まれ、高齢化が進む当町において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、つながり合い支え合って日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える地域福祉の充実を目標に策定するものです。本計画は、高齢者調査結果の分析等を行った上で、保健医療・福祉、学識経験者、被保険者の代表等を委員として組織した野辺地町包括福祉ケア会議において検討し策定しました。

### (2) 高齢者調査の実施

高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、課題整理を行い、今後目指すべき地域包括ケアシステムの構築とサービス基盤の方向性を検討するため、65歳以上の高齢者を対象に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を令和2（2020）年3月6日～23日にかけて実施しました。

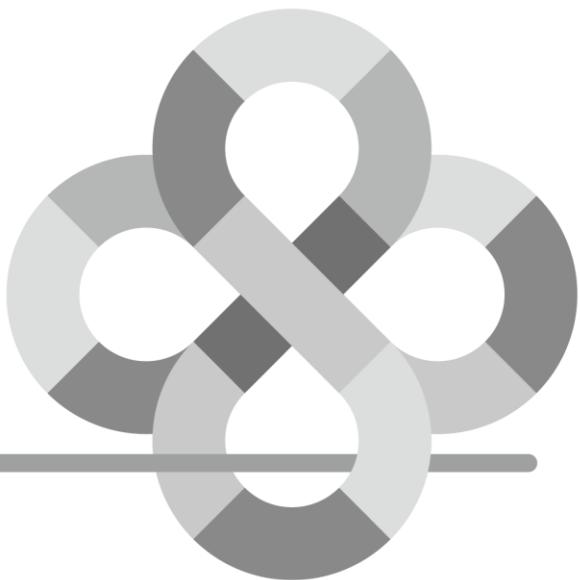
調査結果をもとに、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組を計画に定め、要介護者等の推計やサービス量の見込みを行っています。



## 5 改正基本指針に基づいた計画の改訂ポイント

第8期計画策定のガイドラインとなる「基本指針」では、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、以下は計画の記載内容の充実を図ることとされました。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
  - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② 地域共生社会の実現
  - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- ③ 介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
  - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
  - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
  - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
  - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
  - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載  
(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載)
  - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
  - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
  - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化
  - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
  - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
  - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載)
  - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
  - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
  - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
  - 総合事業等の扱い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
  - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
  - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備
  - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載



## 第2章

---

### 高齢者の現状と将来推計



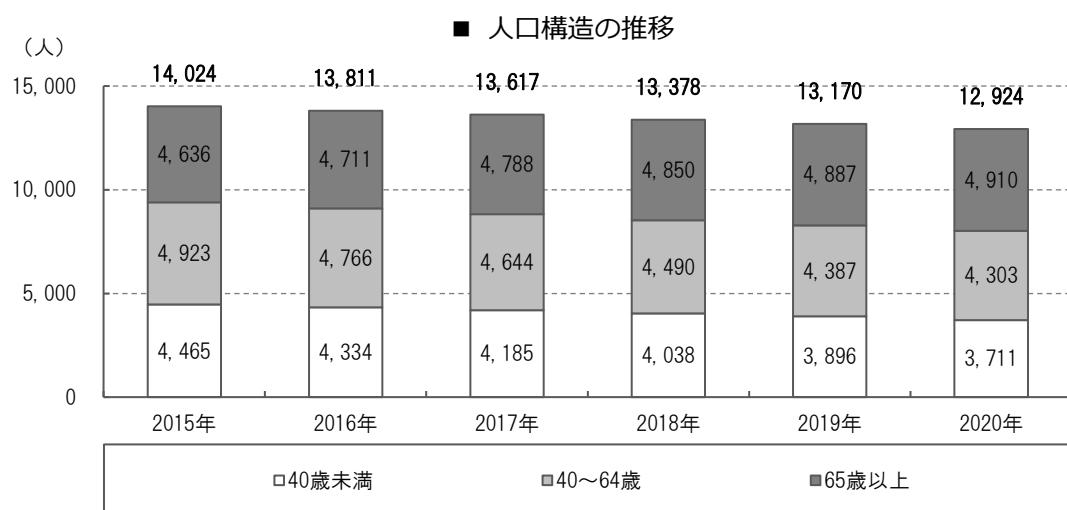


## 第2章 高齢者の現状と将来推計

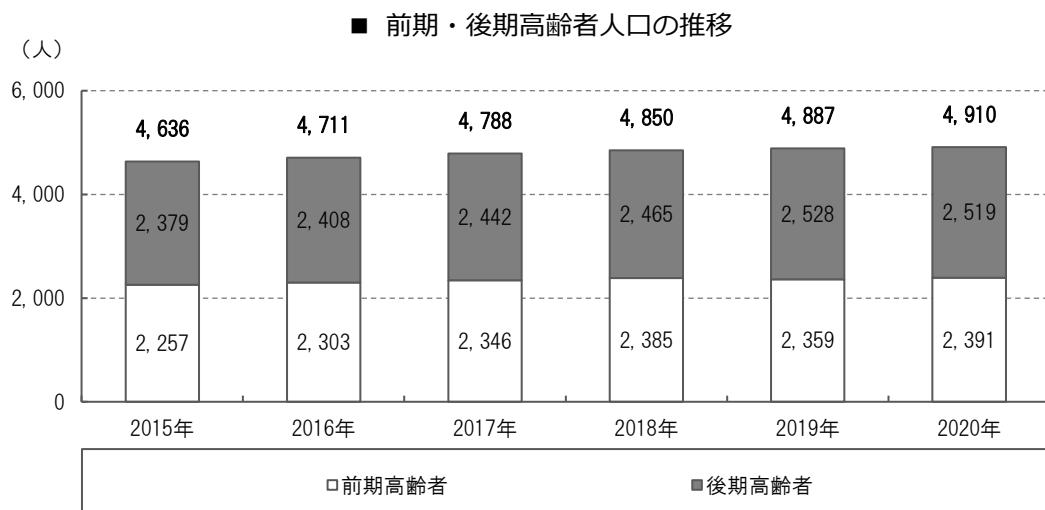
### 1 人口構造の推移

当町の令和2(2020)年9月末現在の人口は12,924人となっており、平成27(2015)年の14,024人から1,100人減少しています。

65歳以上の高齢者人口は、平成27(2015)年から令和2(2020)年までに274人増加しており、高齢化率も平成27(2015)年の33.1%から令和2(2020)年の38.0%と4.9ポイント上昇しています。当町の高齢化率は、全国・県平均と比べて高い数値となっています。



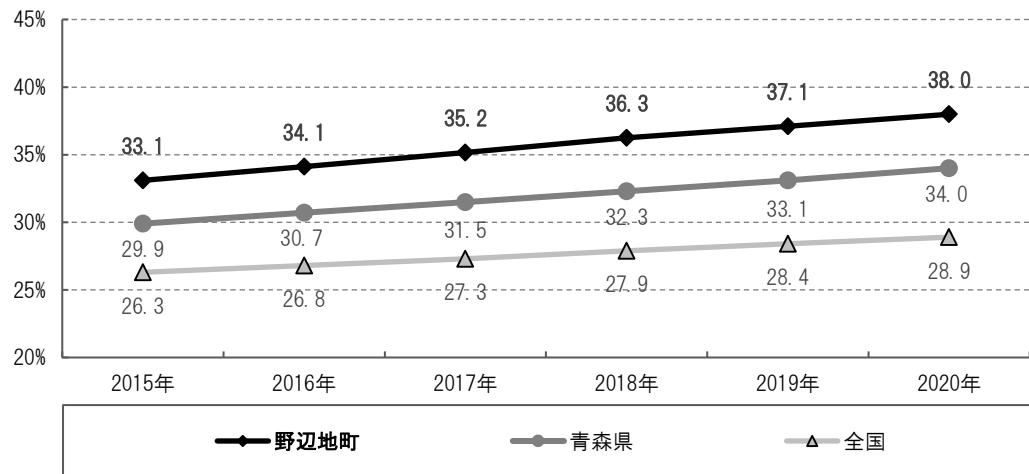
資料:住民基本台帳(各年集計基準日9月末日)



資料:住民基本台帳(各年集計基準日9月末日)



### ■高齢化率の推移



資料:野辺地町は住民基本台帳(各年集計基準日9月末日)  
青森県・全国は地域包括ケア「見える化」システム  
【令和2(2020)年10月21日取得】

## 2 高齢者世帯の状況

### (1) 高齢者世帯の推移

総世帯数は、平成27（2015）年の6,569世帯から令和2（2020）年にかけて、約100世帯減少しています。

一方で、高齢者のいる世帯は年々増加し、平成27（2015）年の50.9%から令和2（2020）年には55.7%となり、高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯ともに総世帯に占める割合が高くなっています。

家族による介護が受けられない高齢者世帯が増加していることから、今後ますます在宅サービスや施設サービスの必要性が高まることが予想されます。

### ■ 高齢者世帯の推移

単位:世帯、%

		2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
総世帯	A	6,569	6,554	6,547	6,533	6,486	6,466
高齢者のいる世帯	B	3,344	3,405	3,473	3,550	3,568	3,601
比率	B/A	50.9	52.0	53.0	54.3	55.0	55.7
高齢者単身世帯	C	731	792	838	877	875	959
比率	C/A	11.1	12.1	12.8	13.4	13.5	14.8
高齢者のみ世帯	D	—	—	1,460	1,490	1,521	1,640
比率	D/A	—	—	22.3	22.8	23.5	25.4

資料:介護保険事業状況報告(各年集計基準日:3月末日)



## (2) 高齢者の居住状況

平成27（2015）年度の国勢調査による居住状況は、当町全体の「持ち家」の割合が74.9%であるのに対して、高齢者のいる世帯は92.0%と高い割合になっています。それ以外では「民間借家」が6.0%、「公営・公団・公社の貸家」が1.0%等となっています。

### ■ 居住状況

単位:人、%

区分	全世帯		65歳以上の親族のいる世帯	
持ち家	4,156	74.9	2,748	92.0
公営・公団・公社の貸家	73	1.3	29	1.0
民間借家	1,013	18.2	179	6.0
給与住宅	103	1.9	6	0.2
間借り	77	1.4	15	0.5
その他	127	2.3	9	0.3
合計	5,549	100.0	2,986	100.0

資料:国勢調査【平成 27(2015)年】

## 3 介護保険被保険者の状況

### (1) 被保険者数の推移

当町の第1号被保険者数は、平成27（2015）年の4,636人から令和2（2020）年は4,921人となり、285人増加しています。一方、第2号被保険者数は、平成27（2015）年の4,923人から令和2（2020）年には4,303人と620人減少しています。

### ■ 被保険者数の推移

単位:世帯、人

	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
第1号被保険者数	4,636	4,711	4,844	4,866	4,910	4,921
65～74歳	2,257	2,303	2,387	2,362	2,367	2,392
75歳以上	2,379	2,408	2,457	2,504	2,543	2,529
(再掲)外国人被保険者	6	6	5	5	6	6
(再掲)住所地特例被保険者	20	19	21	24	27	26
第2号被保険者数	4,923	4,766	4,644	4,490	4,387	4,303
計	9,559	9,477	9,488	9,356	9,297	9,224

資料:第1号被保険者数は介護保険事業状況報告

第2号被保険者数は住民基本台帳(各年集計基準日9月末日)



## (2) 所得段階別第1号被保険者数の推移

第1号被保険者の所得段階別の推移は、次のとおりです。

■ 所得段階別第1号被保険者数の推移

単位:人

区分	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
第1段階	1,292	1,261	1,222	1,205	1,181	1,176
第2段階	399	446	494	512	545	539
第3段階	315	352	361	361	371	391
第4段階	672	669	635	623	603	566
第5段階	513	505	543	581	599	610
第6段階	617	628	673	705	714	720
第7段階	488	487	468	499	516	551
第8段階	158	175	182	181	183	192
第9段階	129	158	174	177	154	164
計	4,583	4,681	4,752	4,844	4,866	4,909

資料:介護・福祉課調べ(各年集計基準日4月1日)

## 4 要支援・要介護認定者の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、介護度により違いはあるものの、総数は年々増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて46人増加しています。認定率は、平成29（2017）年に低下しましたが、平成30（2018）年以降上昇傾向にあり、令和2（2020）年には18.7%となっています。

■ 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移

単位:人、%

区分	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
第1号被保険者数	4,636	4,711	4,844	4,866	4,910	4,921
要支援1	108	91	62	92	102	110
要支援2	80	87	87	84	94	103
要介護1	189	193	180	199	186	186
要介護2	178	165	163	164	162	154
要介護3	94	105	118	105	114	114
要介護4	107	132	135	133	133	130
要介護5	116	119	113	109	115	121
計	872	892	858	886	906	918
認定率	18.8	18.9	17.7	18.2	18.5	18.7

資料:介護保険事業状況報告

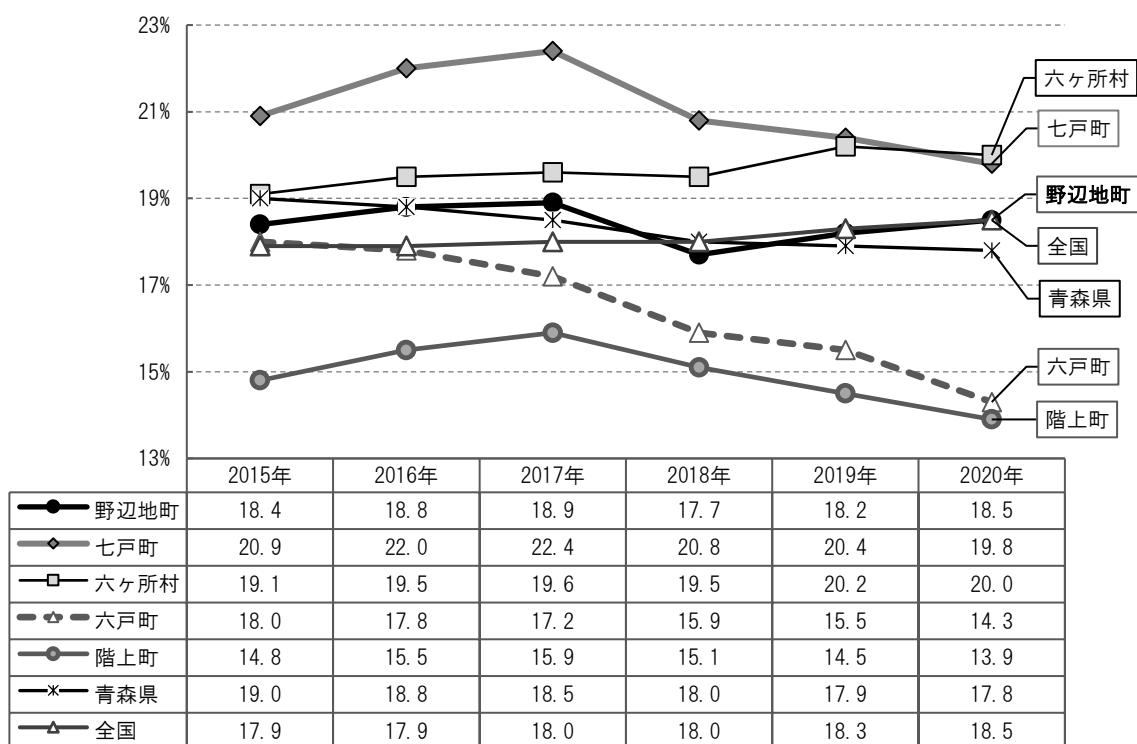


## 5 介護給付実績データの分析結果

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、取得データから野辺地町の地域分析を行い、その結果を以下に記載しました。

- 認定率は、平成27（2015）年から平成29（2017）年にかけて上昇傾向にあります。しかし、平成30（2018）年に低下しています。その後上昇に転じ、令和2（2020）年は18.5%となっています。

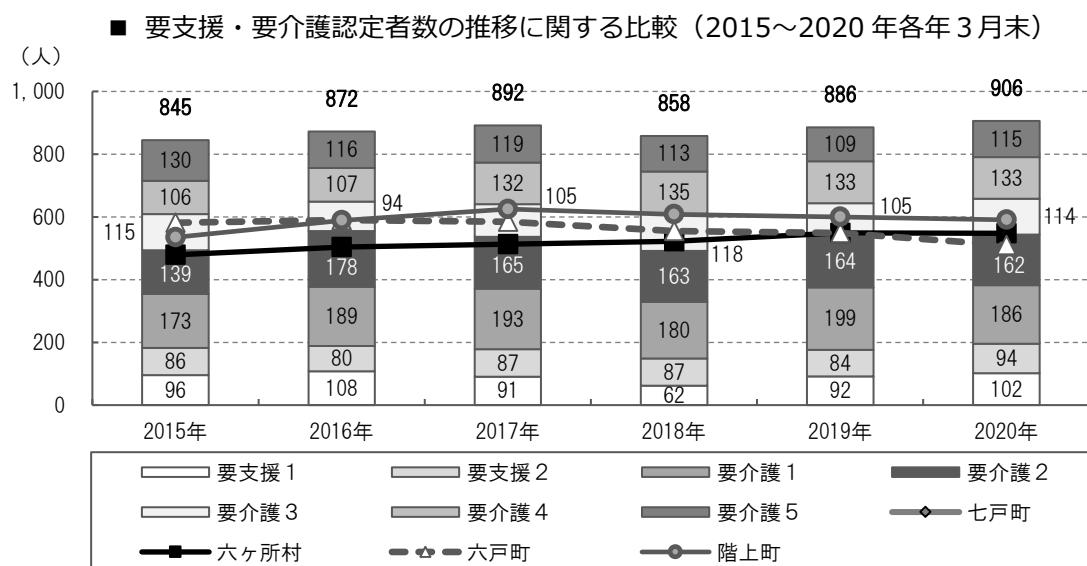
■ 要支援・要介護認定率の推移に関する比較（2015～2020年各年3月末）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報



② 認定者数は、平成30（2018）年以降は年々増加し、令和2（2020）年には906人となっています。認定者の内訳をみると、要介護2以下の軽度者が50人、要介護3以上の重度者は11人増加しています。そのため、今後とも重度化防止に向けた「通所リハビリ」サービスの推進とともに、介護予防事業の拡充が急務となります。

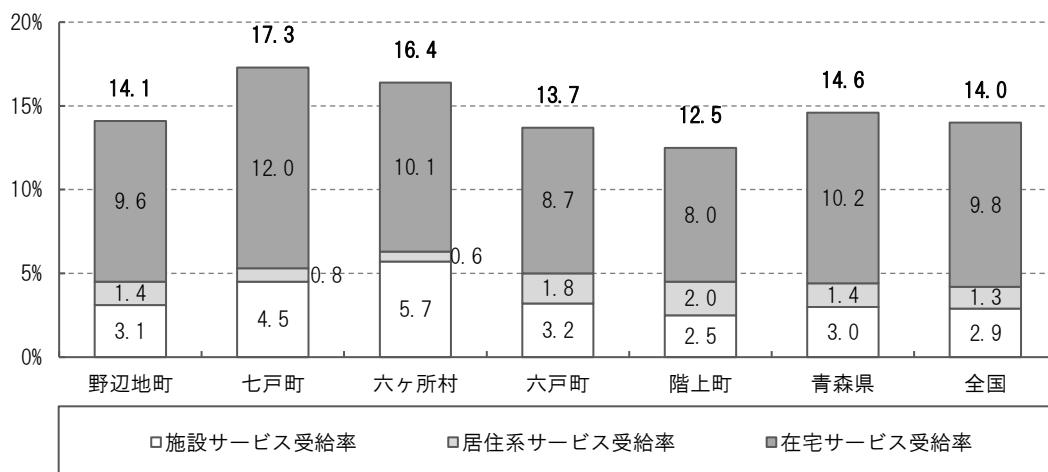


※近隣自治体(七戸町・六ヶ所村・六戸町)及び人口同規模自治体(階上町)と比較しています。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

③ 介護給付受給率は、令和2（2020）年（2020年4月サービス提供分）は14.1%となり、全国（14.0%）とはほぼ同等、青森県（14.6%）より低く、近隣・同規模自治体の中では階上町（12.5%）、六戸町（13.7%）に次いで低くなっています。

#### ■ サービス系列別受給率に関する比較（2020年）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（2020年/4月サービス提供分）



- ④ 受給者1人あたり給付月額は、令和2（2020）年は144,903円となり、2015年の116,463円から増加傾向にあります。また、全国（128,685円）、青森県（144,033円）より高い状況です。

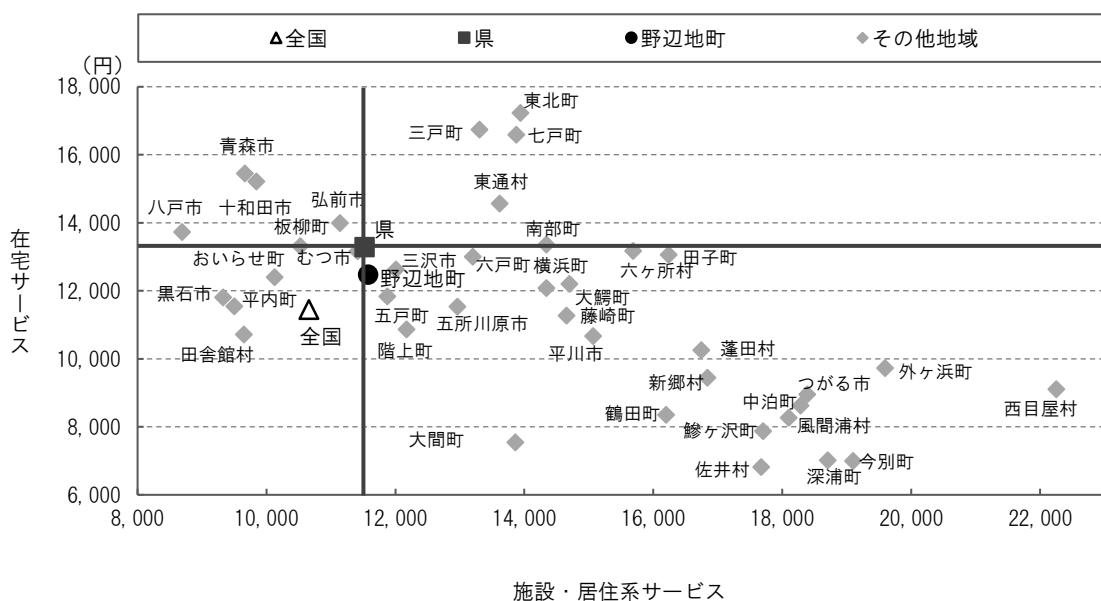
	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)
野辺地町	116,463	115,171	129,490	134,509	139,867	144,903
七戸町	133,415	134,164	140,353	141,926	144,139	146,887
六ヶ所村	111,451	107,200	114,920	122,254	127,082	135,497
六戸町	146,552	145,155	151,390	156,590	162,850	166,893
階上町	136,841	138,550	149,456	148,192	153,687	157,593
青森県	123,485	124,747	134,149	140,710	142,894	144,033
全 国	116,178	117,649	125,301	128,185	128,900	128,685

単位:円

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
(2019、2020年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)  
(2019年は2020年/2月サービス提供分まで、  
2020年は2020年/4月サービス提供分)

- ⑤ 青森県を起点とした第1号被保険者1人あたり給付月額の分布をみると、在宅サービスは全国より高く、青森県よりやや低く、施設・居住系サービスは全国より高く、青森県と同程度の位置に分布しています。

#### ■ 第1号被保険者1人あたり給付月額 (在宅サービス、施設・居住系サービス)に関する分布(2020年)



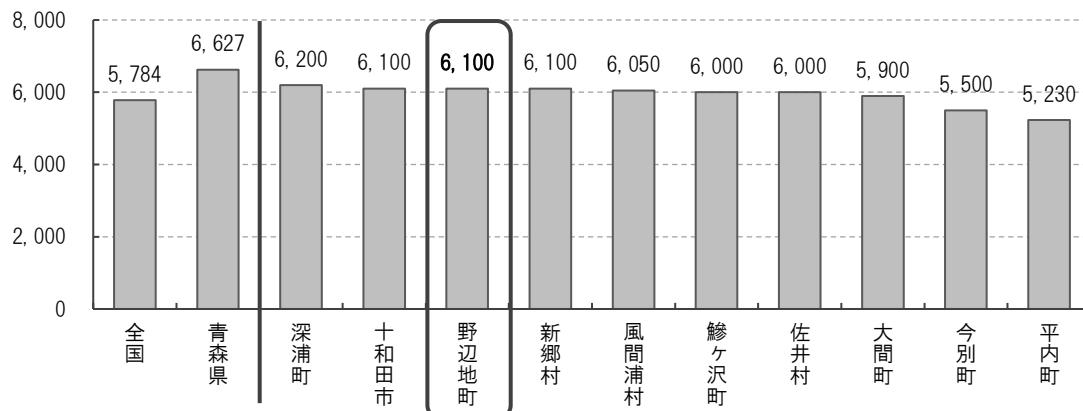
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(2020年/4月サービス提供分)

## 野辺地町



- ⑥ 第7期計画における第1号保険料基準額は6,100円となり、全国（5,784円）より高く、青森県（6,627円）より低くなっています。

(円) ■ 第7期計画における第1号保険料基準額（下位10位）

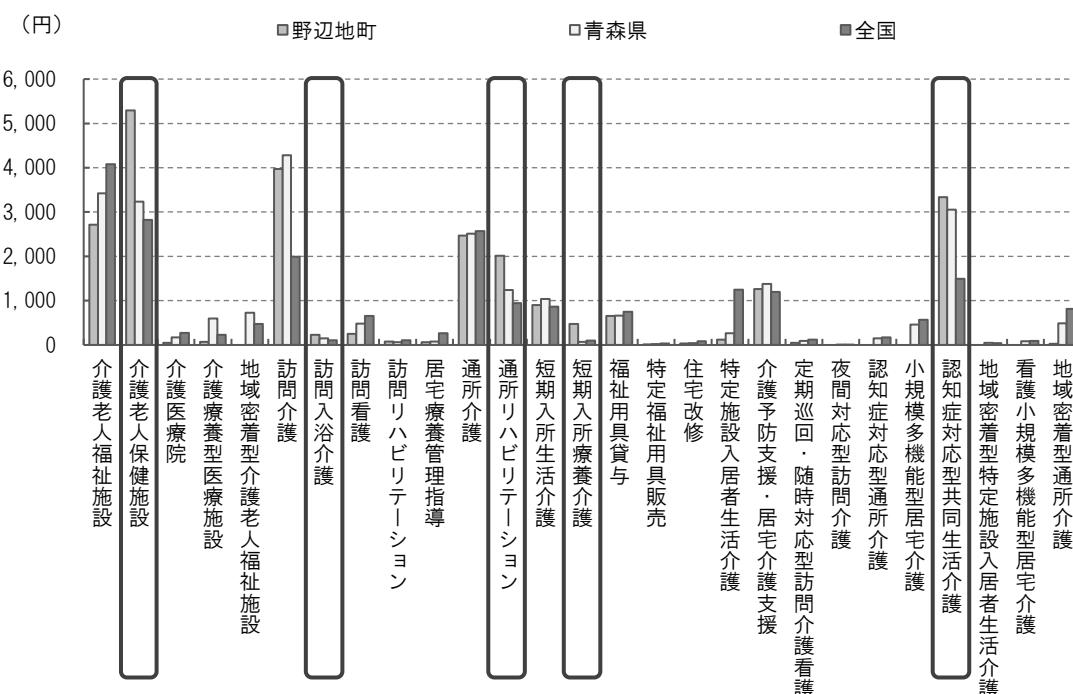


資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

【保険料基準額】介護保険事業計画に係る保険者からの報告値

- ⑦ 介護サービス種類別の第1号被保険者1人あたり給付月額は、「介護老人保健施設」の施設サービス、「認知症対応型共同生活介護」の居住系サービス、「訪問入浴介護」「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の在宅サービスは、全国や青森県より高い状況です。今後も介護サービス受給者の増加が予測されることから、介護保険料のアップが懸念されます。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）に関する比較（2020年）



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(2020年は2020年/4月サービス提供分まで)



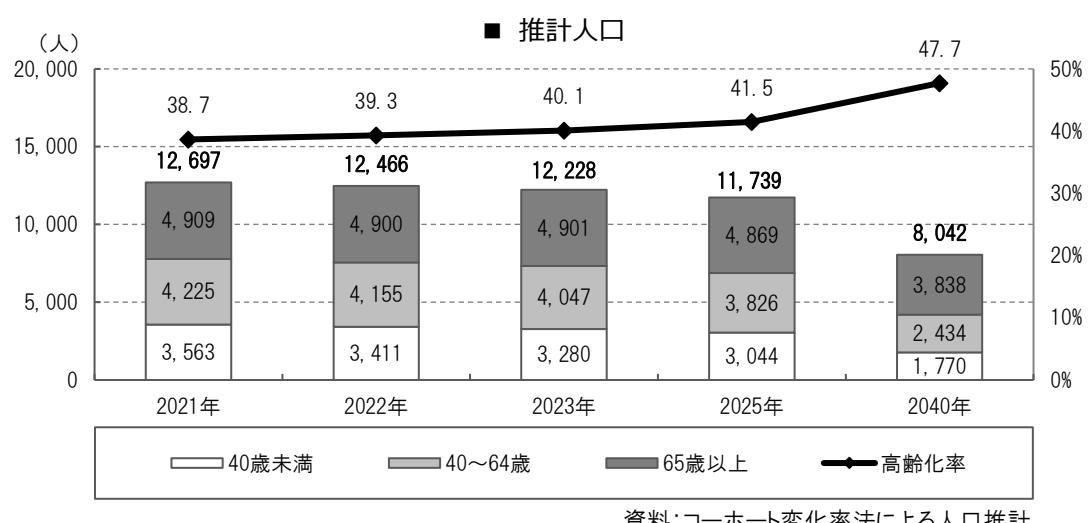
## 6 高齢者の将来推計

### (1) 推計人口

令和3（2021）年以降の推計人口は、平成28（2016）年から令和2（2020）年の住民基本台帳のデータをもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

推計人口をみると、総人口は年々減少し、高齢者人口は第8期計画期間である令和3（2021）年～令和5（2023）年は横ばい、その後は減少に転じると予測されます。

高齢化率は年々上昇し、令和22（2040）年には47.7%になると見込まれます。



### (2) 要支援・要介護認定者の推計

当町の要支援・要介護認定者は、今後緩やかな増加が見込まれます。

#### ■ 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推計

単位:人、%

区分	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2025年 (R7年)	2040年 (R22年)
第1号被保険者数	4,909	4,900	4,901	4,869	3,838
要支援1	104	105	105	107	98
要支援2	98	97	98	99	91
要介護1	190	191	193	197	208
要介護2	159	162	163	165	165
要介護3	124	126	127	131	138
要介護4	133	135	137	141	147
要介護5	126	127	131	134	140
計	934	943	954	974	987
認定率	19.0	19.2	19.5	20.0	25.7

資料:地域包括ケア「見える化」システム【令和2(2020)年10月21日取得】



## 7 調査結果から見えた現状の分析

令和2（2020）年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の結果から現状の問題点を分析しました。

### 分析1 一般高齢者の約7割が要援護者<sup>※1</sup>

要支援・要介護認定者を除く高齢者（以後「一般高齢者」という。）のうち、72.6%が要援護者と判定されていることから、生活支援が必要な方の把握が課題となります。

また、予防支援の必要な方を迅速に把握し、介護予防の必要性を理解してもらい、予防事業への参加につなげる取組が必要となります。今後さらに、生活支援についての情報発信や周知徹底・参加勧奨が必要となります。

### 分析2 一般高齢者の4割以上は「認知機能の低下」や「うつ傾向」のリスクに該当

一般高齢者のリスク状況をみると、「認知機能の低下」(45.8%)、「うつ傾向」(41.6%)リスクの該当割合が高く、次いで「閉じこもり傾向」は23.9%、「口腔機能の低下」は22.0%となっています。認知症を発症する方の増加傾向に伴い、認知症への正しい理解が課題となります。今後は、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生活していくことができるよう、地域住民が認知症の正しい理解と対応をすることなど地域で見守る体制の構築が必要となります。

また、通所系介護予防には運動系だけでなく認知症や口腔機能の予防を含めた統合型プログラムでの実施とともに、うつ傾向・閉じこもり高齢者に対する訪問系介護予防の実施が不可欠となります。

### 分析3 一般高齢者の5割弱は生活支援事業対象者

一般高齢者の47.7%が生活支援事業対象者と判定されました。この方々が要支援・要介護認定者の予備群となるため、要介護状態となることを予防することが課題となります。

### 分析4 一般高齢者の3割弱は元気高齢者<sup>※2</sup>を含めた旧一次予防事業対象者

一般高齢者の27.4%が元気高齢者を含めた旧一次予防事業対象者と判定され、ボランティア活動や生活支援事業の担い手となれる方々です。その多くは、社会参加意欲の強い団塊の世代であるため、社会参加を通して生活支援の担い手として今後の活躍が期待できます。

※1 要援護者：一般高齢者のうち何らかの支援を必要とする方。

※2 元気高齢者：一般高齢者のうち健康で元気に暮らしている前期高齢者。



## 分析5 一般高齢者の1割強が就業、趣味などのグループ活動者は1割以下

一般高齢者の生きがい活動（週1回以上）をみると、就業中の高齢者は14.9%、スポーツ関係のグループやクラブ（7.4%）、趣味関係のグループ（5.9%）、学習・教養サークルは（1.0%）で活動している高齢者は少なく、介護予防のための地域の自主サロンの参加者は2.3%のほか、老人クラブ（0.9%）における活動はゼロに近い現状となっています。今後は、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組み、地域でのつながりが深まるよう支援していく必要があります。

## 分析6 一般高齢者の地域活動への参加意向は4割以上、世話役での参加意向は約3割

社会活動の意向をみると、一般高齢者の45.1%は地域活動の参加意向があるとともに、世話役としての参加意向は29.3%となり、地域活動の関心は高まっています。

高齢者の方々には社会貢献活動として生活支援サービスの担い手や地域の安心・安全活動などを担っていただく機会が到来していると思われるため、今後は、積極的に地域づくりに参加していただく機運を盛り上げていく必要があります。

## 分析7 地域住民同士のふれあいや見守り強化の必要性

「病気で寝込んだ時に看病や世話をしてくれる人がいない」と回答した一般高齢者の割合は6.3%と低率ですが、当町の一般高齢者の人数に換算するとおよそ250人となります。今後は、地域住民同士のふれあいや地域における見守りの強化が課題となり、高齢化や核家族化の進展を考えると、地域に住む高齢者同士の助け合いが必要となります。

## 分析8 家族介護者の1割強が介護を理由に離職

家族介護者のうち、介護を理由に離職した方は13.0%となっています。介護離職者の世帯状況をみると「その他世帯」が52.6%、「単身世帯」が26.3%、「夫婦のみ世帯」が21.1%となっています。今後は、仕事と介護の両立に向けた支援ニーズの把握が必要となります。

## 分析9 家族介護者にとって必要な支援・サービスは「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」など

在宅生活を続けていくために必要な支援・サービスの要望としては、「外出同行（通院、買い物など）」（31.4%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（28.8%）が3割前後と高くなっています。希望割合が低いサービス（「サロンなどの定期的な通いの場」など）については、周知度が低いことが想定されるため、今後は、周知に向けた取組が必要となります。

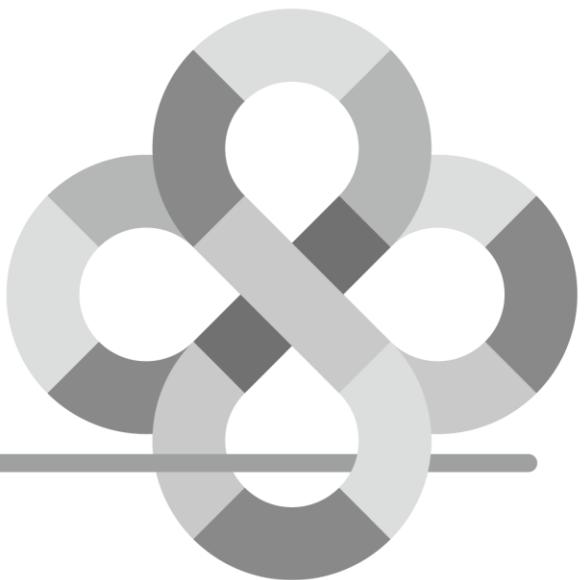


## 分析10 施設入所を検討中の方は約2割

---

在宅で暮らしている要介護（支援）認定者のうち、施設への入所・入居を検討している方は18.6%となり、家族介護者の離職状況別にみると、介護離職者は31.6%、継続就労者は22.2%となっています。

また、すでに入所・入居の申し込みをしている方は18.2%となり、家族介護者の離職状況別にみると、介護離職者は15.8%、継続就労者は11.1%となっています。施設への入所・入居を検討中、申し込み済みともに、継続就労者より介護離職者の割合が高くなっています。



## 第3章

---

# 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

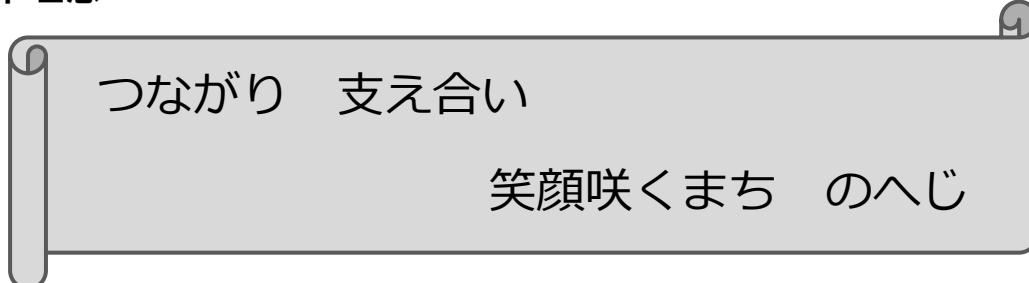
### 1 基本理念

当町の最上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」では、福祉・保健・医療分野の基本目標として「支えあい切れ目のない保健福祉」を掲げ、地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりの推進と支えあい、切れ目のない保健福祉サービスの提供等により、安心して暮らせる体制づくりを目指しています。高齢者が住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療・福祉・保健サービスが充実した体制づくりを目指しています。

第8期計画では、令和22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現のため、「つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ」を基本理念と設定し、人と人、人とまちがそれぞれつながり合い、支え合っていくことで笑顔が咲く（笑顔がこぼれる）まちを目指します。

今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組んでいきます。

#### 基本理念



### 2 基本的施策

#### 基本施策Ⅰ 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり

高齢者がいきいきと自分らしく生きがいのある生活をしていくためには、心身の健康が重要となります。高齢者自ら健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防事業へ参加できるようニーズにあった健康増進・介護予防サービスの基盤整備に取り組んでいきます。

高齢者が豊かな経験と知識を活かし互いに支え合う地域づくりの推進や、地域や社会における役割を積極的に担い、活躍の機会が広がるよう社会参加や生きがいづくりを推進します。また、認知症高齢者への支援や虐待の防止、見守り体制の整備に継続して取り組みます。また住まいをはじめとしたインフラの整備等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



## 基本施策Ⅱ 生活への自立支援や介護予防等の推進

---

今後、単身または高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加を見据え、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていくために、多様な生活支援・介護予防サービスに関する総合事業の展開に必要な提供体制の整備を推進します。介護予防サークルやみんなのステーションなど交流を図る機会の確保とともに、さまざまな場においてリハビリテーション専門職が関与する機会を設けていきます。

## 基本施策Ⅲ 将来を見据えた地域包括ケアシステムの推進

---

高齢者が住み慣れた地域でより良いサービスを受けながら自立した生活を送るために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスだけでなく、医療・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムのより一層の進化・推進に取り組んでいきます。

高齢者を取り巻く環境に対するバランスのとれた取組を進めるとともに、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制の強化に取り組みます。また、認知症施策推進大綱に基づき既存の施策を「共生」と「予防」の観点で、より一層推進するとともに、認知症の人や家族の意見も踏まえ、認知症になっても安心して暮らせるよう生活環境を整えることで家族等の介護離職防止につなげるようにし、家族の課題についても必要に応じて関係機関へつなぐなど多職種連携による体制づくりを進めます。

## 基本施策Ⅳ 介護を受けながら安心して生活できる体制づくり

---

介護が必要になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を続けることができ、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、介護保険制度の持続を目指し、介護給付の適正化を進めサービスの充実を図ります。

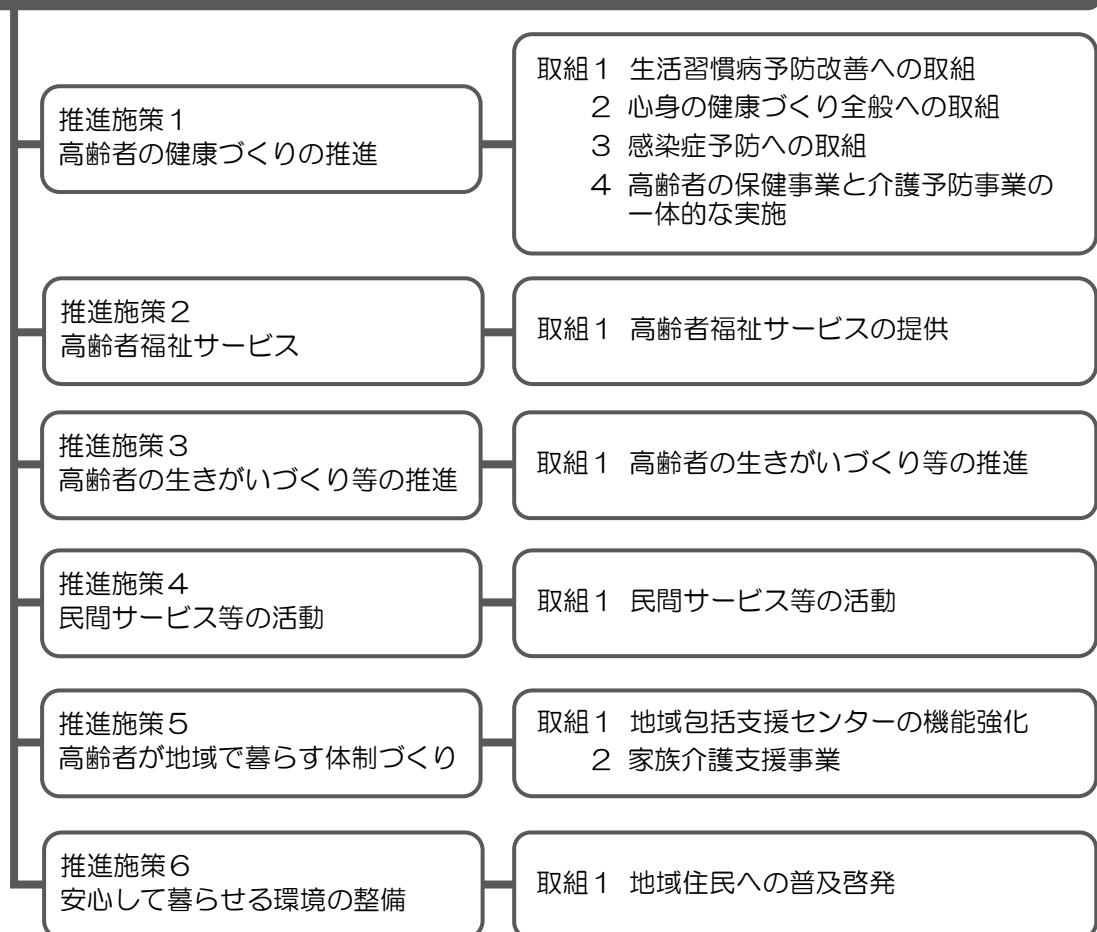
利用者が安心してサービスを受けられるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。また、介護者支援として家族の負担軽減及び相談体制の充実に取り組みます。



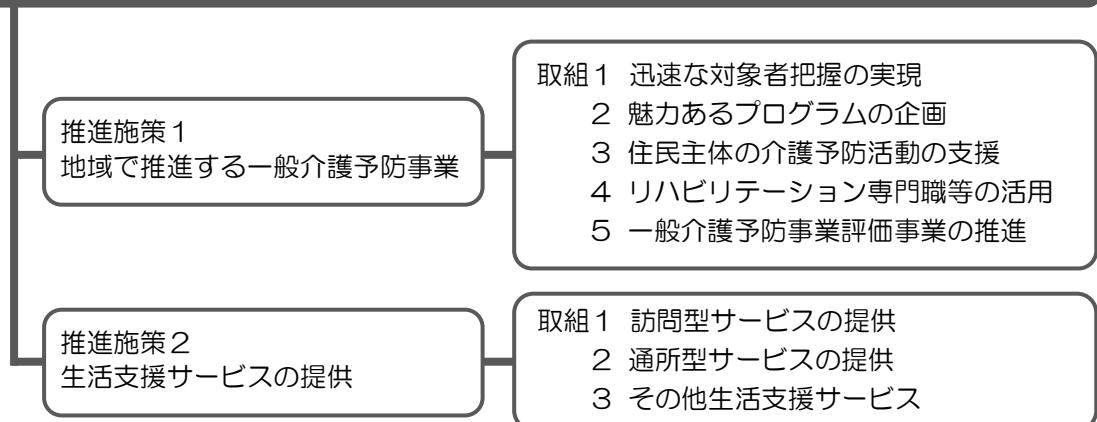
### 3 施策体系図

#### つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ

##### 基本施策Ⅰ 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり

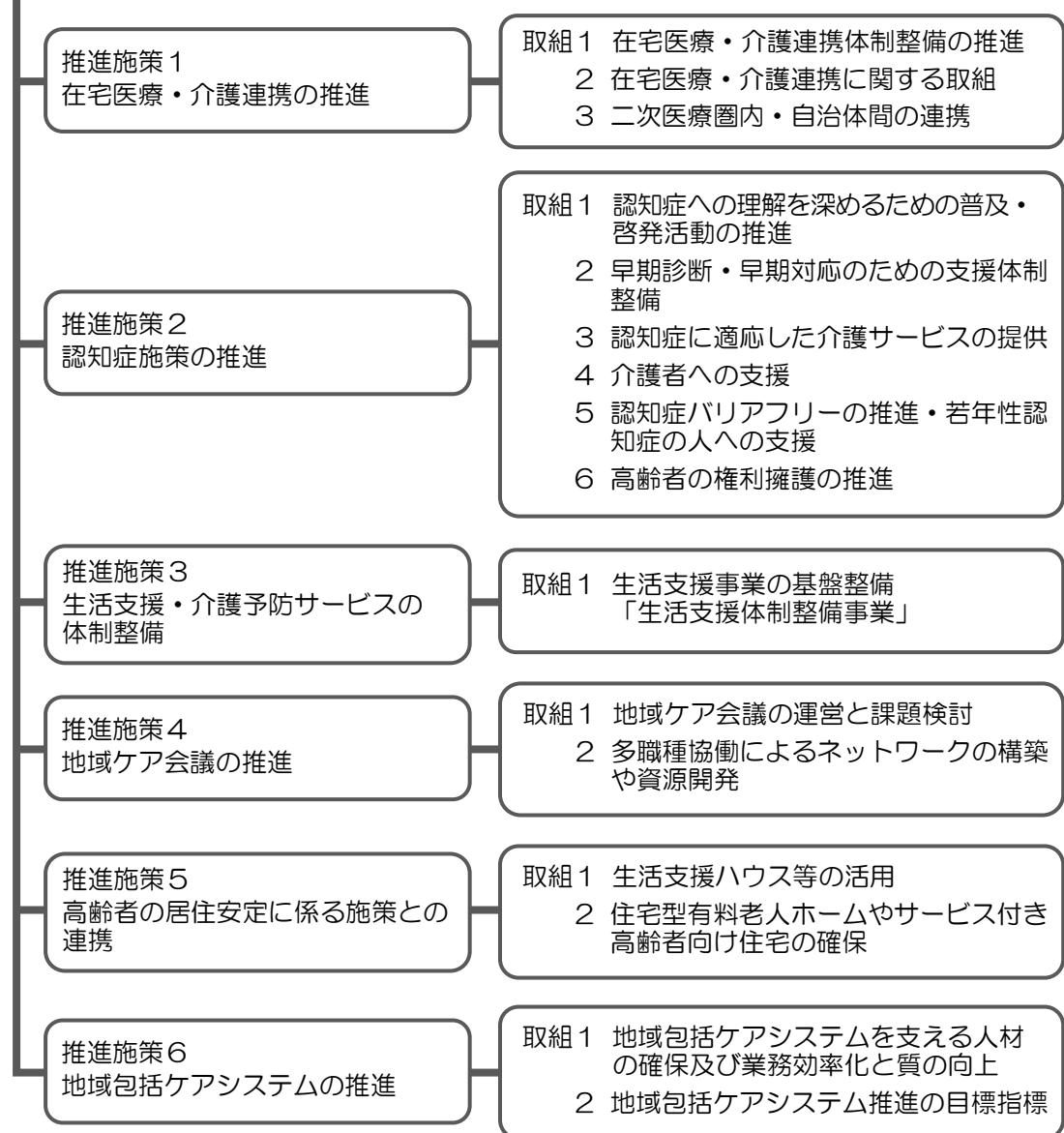


##### 基本施策Ⅱ 生活への自立支援や介護予防等の推進

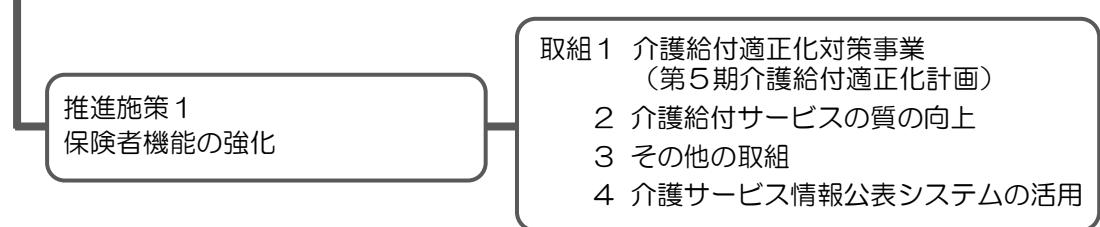


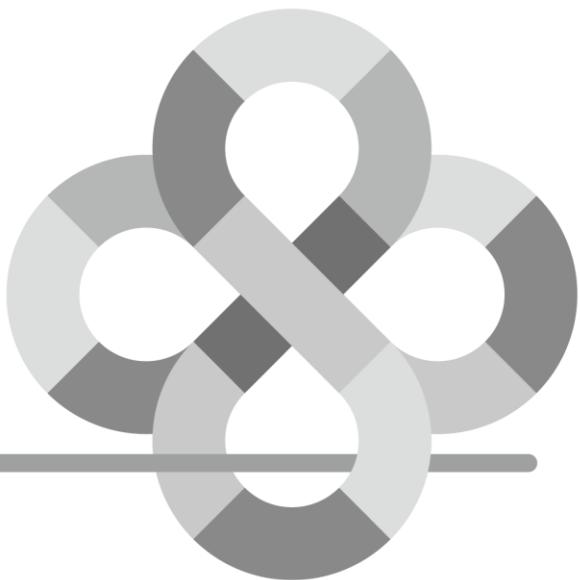


### 基本施策Ⅲ 将来を見据えた地域包括ケアシステムの推進



### 基本施策Ⅳ 介護を受けながら安心して生活できる体制づくり





## 第4章

---

# 将来を見据えた施策展開





## 第4章 将来を見据えた施策展開

介護保険制度は、地域包括ケアシステムを推進する観点から共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関わる取組を進めてきました。

令和2（2020）年6月に交付された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（法律52号）」により、令和22（2040）年を見据えながら、地域共生社会の実現を目指すこととなりました。具体的には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備の促進、医療・介護データ基盤整備の推進、介護人材確保や業務効率化の取組の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しとなりました。

第8期計画の施策展開にあたっては、計画の基本理念「つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ」の実現を目指すため、包括的な支援体制構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムをはじめ、4つの基本施策に関連する多様な施策を一体的に展開していきます。



## 基本施策Ⅰ 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり

### 1 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が地域でいきいきと生活するために、心身の健康状態の維持を支援することが重要です。壮年期までの心身の健康づくりが、高齢期のADLやQOLの向上につながることから、壮年期から高齢期における生活習慣病予防の取組と、高齢者の心身機能低下・要介護状態を招く一因である「フレイル」を予防する介護予防の取組を、継続的かつ一体的に推進していきます。

#### (1) 生活習慣病予防改善への取組

##### ① 特定健康診査・特定保健指導

30歳から74歳までの国民健康保険被保険者や、社会保険の被用者の町民の方に、メタボリック症候群を発見・改善する特定健康診査と特定保健指導を実施します。また、糖尿病等の疾患の芽を摘み重症化を防ぐため、独自の検査項目を追加し、保健指導につなげる対策を展開していきます。

##### ② 後期高齢者健康診査

75歳からの後期高齢者医療の被保険者を対象に、前述の特定健診に準じた健康診査を行います。かかりつけ医療機関で健診と結果説明を受けられる体制となっています。

##### ③ 各種がん検診・骨密度検診

当町の死因の1位である、がんを早期発見し早期医療につなげるために、各種がん検診を集団健診や個別健診（医療機関）の形態で展開していきます。

また、高齢者の寝たきりになる原因の多くを占める骨折を予防するための骨密度検診は、40歳から70歳までの5歳毎の女性に案内し、予防に努めます。

#### ■ がん検診受診率の実績と目標

疾患	単位	実績(見込)		目標		
		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
胃がん検診	%	19.6	19.0	40.0	45.0	50.0
大腸がん検診	%	26.5	26.0	40.0	45.0	50.0
子宮頸がん検診	%	21.2	21.0	40.0	45.0	50.0
乳がん検診	%	30.0	30.0	40.0	45.0	50.0
肺がん検診	%	25.8	25.0	40.0	45.0	50.0
前立腺がん検診	%	10.9	10.0	40.0	45.0	50.0



#### ④ メタボリック症候群予防改善事業

特定健診で明らかにされた結果に効果的に働きかけ、健康づくりを習慣化し、メタボリック症候群の予防改善に積極的に働きかけるために、運動（室内運動、ポールウォーキング、筋膜リリース、水中運動、個別指導）や食生活・栄養の教室を開催します。

### （2）心身の健康づくり全般への取組

#### ① 歯周疾患検診

40歳から70歳の10歳毎に町内医療機関にて、歯周疾患検診を実施していきます。

#### ② 健康相談・健康教育・訪問指導

町民を対象に、健康に関する相談の場を週2回設けています。自治会や各種団体を対象に健康づくりについての健康教育も令和元（2019）年度は36回行いました。また、保健師や管理栄養士が家庭訪問して健康についてのお話などをする訪問指導は224件となりました。健康相談・健康教育・訪問指導は、継続して実施していきます。

#### ③ 傾聴サロン　出張傾聴サロン

こころの健康づくりの一環で、野辺地町傾聴ボランティアがお話を伺いする傾聴サロンを月2回開催しています。また、出張傾聴サロンを月1回行っています。今後も継続的に取り組んでいきます。

### （3）感染症予防への取組

#### ① 結核検診

65歳以上の方に、感染症予防法に基づく結核検診を行います。町内30か所を巡回するほか、身体の不自由な方のために、主要な介護保険施設に出向いて検診します。

#### ② 高齢者インフルエンザ予防接種

65歳以上の方に、インフルエンザ予防接種の料金助成を行います。町内外の医療機関で季節性インフルエンザの予防接種をした場合に助成するもので、令和元（2019）年度は52.5%の方が利用しました。今後も継続して実施していきます。

#### ③ 高齢者肺炎球菌予防接種

65歳以上で肺炎球菌予防接種の定期接種の対象となる方に対して、1回に限り接種料金の助成をします。



#### ④ 新型コロナウイルスの感染予防

令和2（2020）年2月以降の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、密集・密接・密閉の3密を避け、マスクの着用や基本的な感染予防対策の徹底を図ることで、新しい生活様式を確立することを支援しています。同時に、身体と心の健康を保つために、基本的な生活習慣を整え、社会活動を促すような地域支援を継続します。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。

### （4）高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施

「健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で適切な医療サービス等につなげるなど、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

## 2 高齢者福祉サービス

高齢者が生涯にわたって生きがいをもって、健康で充実した生活を送れるように、多様なニーズに応じたきめ細かい支援に向けて事業の充実と利用促進を図っていきます。また、見守りの必要な高齢者の方が増えている中、地域で日常的に見守り、支えあえるネットワークを充実させるため、様々な地域資源と連携していきます。

### （1）高齢者福祉サービスの提供

#### ① 配食サービス事業

70歳以上の人一人暮らし高齢者等に栄養バランスのとれたお弁当を、週1回配達するとともに、安否確認・見守りを兼ねて配食サービスを実施し、在宅での生活支援を行います。令和元（2019）年度は、利用者数37人、延べ1,742個のお弁当を配達しています。

#### ■ 配食サービス事業の実績と目標

単位		実績(見込)		目標		
		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
利用者数	人	37	44	48	50	50

#### ② 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な介護保険要介護認定者及び65歳以上の高齢者で、疾病等の理由により臥床又は車いすを使用している方を移送用車両（リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン）で、利用者の居宅と医療機関等を送迎します。



令和元（2019）年度では、69人が登録し、380回の利用がありました。引き続き実施します。

#### ■ 外出支援サービス事業の実績と目標

単位	実績(見込)		目標		
	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
登録者数	人	69	88	92	96

#### ③ 要援護者除雪対策事業

一人暮らし高齢者や障がい者の方の世帯で、町内に子ども等が居住していない町民税非課税世帯に対して除雪（玄関から通りまで）を行います。令和元（2019）年度では、120人が登録し、1,393回の利用がありました。

#### ■ 要援護者除雪対策事業の実績と目標

単位	実績(見込)		目標		
	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
登録者数	人	120	110	113	116

#### ④ 入浴サービス事業

65歳以上の高齢者のみで暮らす町民税非課税世帯の方に、自己負担100円で月1回利用できる入浴サービス券を交付し、町内の公衆浴場を利用することで、高齢者の健康とふれあいの機会が増えるようにしていきます。令和元（2019）年度は、114人が申請し年間を通して利用しました。

#### ■ 入浴サービス事業の実績と目標

単位	実績(見込)		目標		
	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
申請者数	人	114	85	87	89

#### ⑤ 高齢者等通院時タクシー料金助成事業

70歳以上の高齢者や障がい者の方で、町民税非課税の方に、町内の医療機関に通院する際のタクシーの初乗り運賃の助成券を1か月2枚発行する事業で、令和元（2019）年度は、177人が利用しました。令和3年度からは、「通院」だけでなく、「買い物」「公衆浴場への利用」と助成範囲を広げ、サービスを充実させます。

#### ■ 高齢者等通院時タクシー料金助成事業の実績と目標

単位	実績(見込)		目標		
	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
利用者数	人	177	190	240	245



### 3 高齢者の生きがいづくり等の推進

高齢者が豊かな経験と知識を活かし、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、地域や社会とのかかわりを持つことが重要となってきます。高齢者が社会の一員として生きがいをもって活躍できるよう支援するため、当町では社会福祉協議会や連合長生会、ボランティア団体等と連携し、高齢者の憩いの場・生きがいづくりの場を提供できるよう多様な事業の普及・啓発などに取り組みます。

#### (1) 高齢者の生きがいづくり等の推進

##### ① シルバー人材センターの充実・支援

高齢者を持っている知識や技術を、就業を通じて高齢者の社会参加に活用することで、社会的役割を実感できることとなり、介護予防・生きがいづくりにつながります。社会参加の支援に向けてシルバー人材センターへの支援を継続していきます。また、地元企業等への働きかけを行い就労の場を確保するとともに積極的な情報発信を行い会員数の増加につなげます。介護人材不足の解消に向け、介護事業所等への高齢者雇用の推進をしていきます。

##### ② 老人クラブ活動の活動支援

老人クラブは、地域に根付いた組織であり、高齢者の生きがい活動や社会奉仕活動、健康増進活動などさまざまな分野で活動しており、その活動や役割は重要です。会員の高齢化で、クラブ数及び会員数とも減少傾向にあります。孤立化していく高齢者がますます増えていく時代であるからこそ、地域に根付いた老人クラブの役割は一層重要な要素と考えられます。活動に対して、積極的に取り組めるよう活動費を助成するなど活動を支援していきます。

##### ③ 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、健康・趣味・教養について講座を開催しています。今後も、社会変化により多様化するニーズを把握しながら、多様なテーマの講座開催など内容の充実を図るとともに、気軽に参加できるような体制づくり及び情報提供に努めます。

##### ④ 芸術・文化活動の促進

活動の場の提供や参加促進など、芸術・文化活動を行う各種サークルを支援し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進するとともに、各種イベント等や発表会を開催し、活動の活性化を図ります。



## 4 民間サービス等の活動

高齢福祉・介護保険分野への民間事業者の参入を促進し、市場機能を通して民間の創意工夫を活かしたより質の高いサービスを供給していくことが重要となります。特に介護・福祉サービスは、今後においても新規・成長産業分野であり、多くの民間企業の進出が想定されています。

### (1) 民間サービス等の活動

#### ① 野辺地町社会福祉協議会との連携

野辺地町社会福祉協議会は、民間非営利組織として、住民福祉の向上を目指し、心配ごと相談や福祉安心電話サービス事業などさまざまな活動を行っています。地域福祉活動推進の中心的存在として位置づけられており、今後も、地域の抱えている福祉問題を社会福祉協議会と連携をとり、住民がともに支え合い住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

#### ② 野辺地町シルバー人材センターの運営の拡充

野辺地町シルバー人材センターは、平成20（2008）年に設立され、地域の高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かし就業することにより、健康で生きがいのある生活の実現と活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としています。

高齢者になってもこれまで培ってきた職業経験や技能等を活用し、簡易的な就業を通じて自らの生きがいの充実や社会参加及び追加的収入を得ることを希望する高齢者のために就業の確保をしています。

今後は、シルバー人材センターの運営の拡充を図り、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図ることができる環境整備に努めます。

#### ③ ボランティア活動

高齢者福祉の推進は、行政だけで支えるものではなく、地域住民の支え合いが不可欠で、ボランティアの果たす役割は大きくなっています。高齢者のニーズに応えられるよう、地域住民による多様な生活支援を開拓し、見守り、ふれあいのボランティア等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会づくりを目指し、活動を展開していきます。

## 5 高齢者が地域で暮らす体制づくり

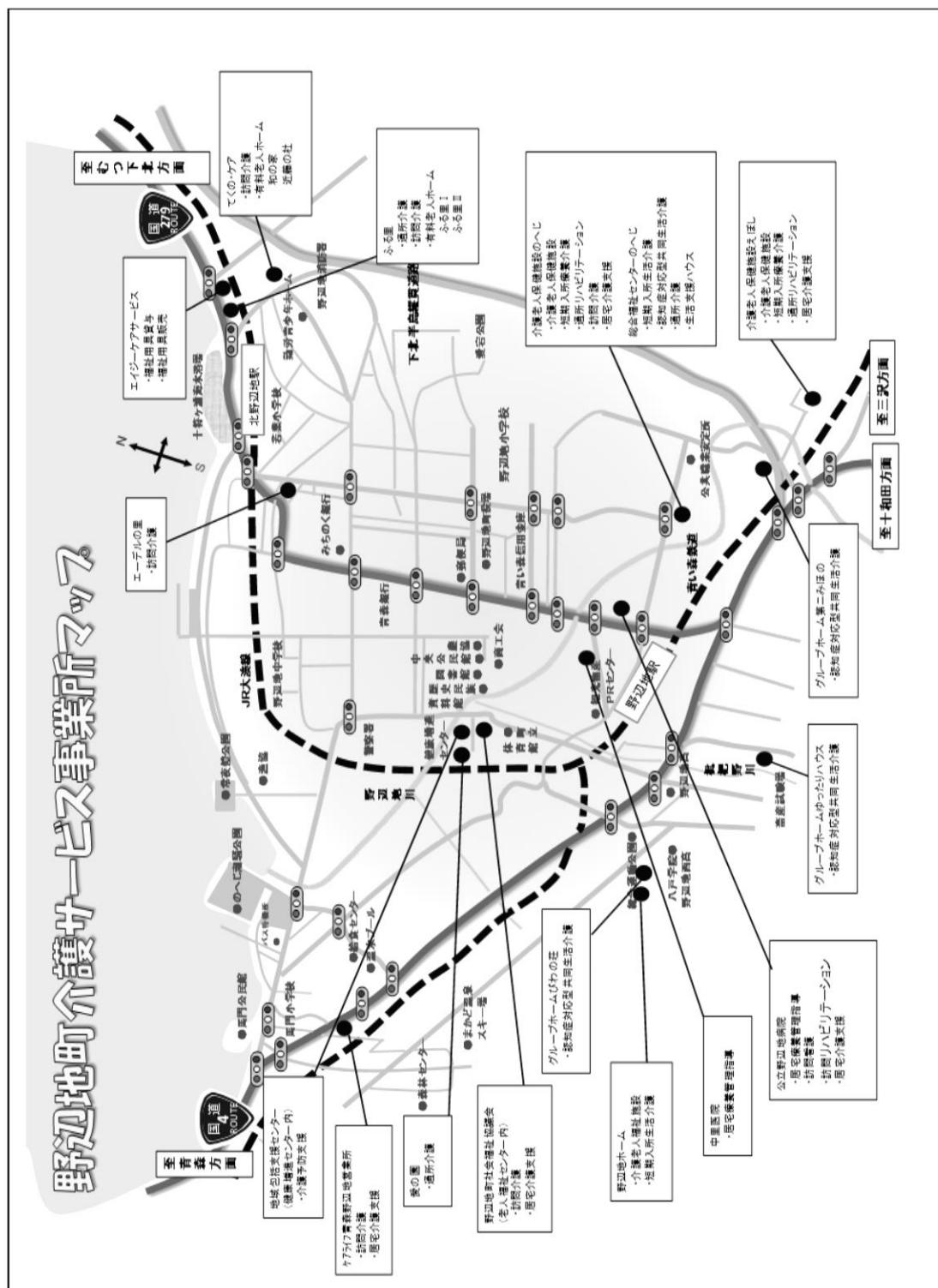
当町では、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を送るために、地理的条件や社会的条件、介護サービスの提供施設の整備状況等を勘案して、日常生活圏域を1圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に地域の施設及び人材資源の活用を図ります。また、元気な高齢者への介護予防支援から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行います。



現在、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加しています。こうしたなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、以下の2つの取組が必要となります。

#### ■ 日常生活圏域内の地域資源（施設配置）



現和2年4月現在



## (1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括支援センターに、①業務量や業務内容に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センターと行政との連携強化、③P D C Aの充実による効果的な運営の継続、という観点から機能強化を図っていきます。

### 1) 地域包括支援センターの適切な運営

#### ① 地域の実情を踏まえた相談支援の強化

高齢者の身近な相談窓口として、その機能が十分発揮できるよう、地域包括支援センターの体制を強化します。地域におけるさまざまな関係者との支援体制の構築や情報の把握に努め、継続的・専門的な相談支援を実施し、地域の実情を踏まえた相談支援の強化に取り組みます。

#### ② 他の相談機関との連携

地域包括支援センターの適切な運営のため体制整備を図るとともに、医療機関、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、警察、消防、民生委員、自治会等、連携の強化を図っていきます。

### 2) 体制強化に向けた自己評価と町評価の実施

継続的に安定して事業を実施できるよう、地域包括支援センターが実施する事業の質の評価を自ら行い、事業の質の向上に努めます。また、当町及び地域包括支援センターは運営協議会と連携しながら、年2回の協議会において地域包括支援センターの運営に對して適切な評価を行います。

## (2) 家族介護支援事業

### 1) 家族介護サークル支援

介護者支援を目的として家族介護教室を開催します。

適切な介護知識・技術や、介護サービスの適切な利用方法を習得してもらうことを目指します。



## 6 安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中、地域で暮らす高齢者をはじめとする地域住民が、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現が必要となります。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、多様なニーズに的確に対応することができるよう、必要とされるサービスの推進が求められています。

「地域共生社会」では、地域住民の相互の支え合いによる「互助」の取組を通して、支援が必要な高齢者等を地域全体で支えることが必要となってきます。元気な高齢者によるボランティアや、支援が必要な高齢者への日常生活支援活動の取組、世代間交流や福祉教育の充実を通して、福祉意識の向上を図ります。

### (1) 地域住民への普及啓発

#### ① 介護サービス等の普及啓発

介護が必要となった高齢者が、希望する介護サービスを利用し、可能な限り在宅で自立した生活を継続するためには、高齢者とその家族が介護保険制度の内容や相談先、利用できる医療・介護・福祉サービス等を理解し選択できることが大切となります。

広報掲載やパンフレット等の作成、ホームページ等の情報媒体を活用するほか、地域健康教育等により周知・啓発を図っていきます。

#### ② 災害等における高齢者支援体制の充実

災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な方に対し、避難支援や安否確認等を行う「避難行動要支援者名簿」を作成し、対象となる本人の同意により、避難支援関係者（消防・警察・民生委員等）に情報提供することとしており、「避難行動要支援者名簿」を活用した避難行動要支援者支援プランの周知・啓発に努め、安否確認や避難誘導等の災害時における高齢者の支援体制の充実を図ります。



## 基本施策II 生活への自立支援や介護予防等の推進

### ■自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めています。

#### 1 地域で推進する一般介護予防事業

高齢者が要介護状態となることなく、できる限り健康を保持するために、地域包括支援センターを中心に予防事業の充実を目指します。

##### (1) 迅速な対象者把握の実現

予防支援が必要な方を迅速に把握するために、把握経路の拡大を図ります。また、主治医や民生委員等との連携強化及び訪問活動の増加等により迅速に把握することを目指します。

##### (2) 魅力あるプログラムの企画

課題となっている介護予防事業への参加率低迷を解消するため、魅力あるプログラムを企画することにより、今後も事業の充実に取り組んでいきます。

また、予防支援が必要な方に介護予防の必要性を理解していただき、予防事業への参加につなげられるよう取り組みます。

##### (3) 住民主体の介護予防活動の支援

住民が自主的に介護予防活動を実施できるよう人材育成、活動支援を行っていきます。また、体操や運動などの「介護予防教室」やお茶のみを含めた軽運動などの「みんなのステーション」等、地域で他者交流を図る機会が確保できるよう今後も支援していきます。この通りの場を利用した認知症予防・フレイル予防・口腔機能の向上等の健康教育（情報提供）を行い、住民が自身で取り組めるよう支援していきます。

##### (4) リハビリテーション専門職等の活用

地域における介護予防の取組を強化するために、高齢者が加齢によって虚弱になっても、継続して参加でき、自身の有する能力を最大限に発揮できるよう、さまざまな場におけるリハビリテーション専門職等の関与を促進します。具体的には、通所・訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通りの場（介護予防サークル・みんなのステーション等）において、リハビリテーション専門職等の助言等を実施します。



## (5) 一般介護予防事業評価事業の推進

一般介護予防事業が適切かつ効果的に行われているか、その実態を把握し、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進していきます。また、関係課及び、関係機関と連携しながら保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組み、地域における高齢者の健康課題の把握や高齢者の特性に応じた健康づくりを進めていきます。

### ■ 一般介護予防事業の実績と目標

	単位	実績(見込)		目標			
		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	
介護予防把握事業	実施回数	回	通年	通年	通年	通年	通年
介護予防普及啓発活動 (介護予防教室)	実施か所	か所	6	2	2	2	2
	開催回数	回	17	10	18	18	27
	参加人数	人	450	71	100	100	150

## 2 生活支援サービスの提供

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、生活支援サービスの体制整備を図っていくことが不可欠です。支援を要する高齢者が在宅で安心して暮らせるよう高齢者のニーズを把握し、介護保険サービス以外にも、日常生活に対する支援や見守り等の安否確認等の各種取組を推進していきます。

介護予防・生活支援サービス事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントの4つのサービスから構成されています。

### (1) 訪問型サービスの提供

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスです。利用見込みは次の表のとおりです。

### ■ 訪問型サービス利用者数の実績と目標

	単位	実績(見込)		目標			長期的目標	
		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
訪問介護 (介護予防訪問介護)	人	43	52	52	46	40	35	30
訪問型サービスA (緩和した基準による サービス)	人	—	—	—	—	2	4	6
訪問型サービスB (住民主体による支援)	人	—	—	—	4	6	8	10
訪問型サービスC (短期集中予防サービ ス)	人	—	—	—	1	2	3	4
訪問型サービスD (移動支援)	人	—	—	—	1	2	2	2



## (2) 通所型サービスの提供

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスです。利用見込みは次の表のとおりです。

■ 通所型サービス利用者数の実績と目標

単位	実 績(見込)		目 標			長期的目標	
	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
通所介護 (介護予防通所介護)	人 53	人 58	人 58	人 52	人 48	人 42	人 38
通所型サービスA (緩和した基準による サービス)	人 —	人 —	人 —	人 —	人 2	人 4	人 6
通所型サービスB (住民主体による 支援)	人 —	人 —	人 —	人 4	人 6	人 8	人 10
通所型サービスC (短期集中予防 サービス)	人 —	人 —	人 —	人 —	人 2	人 2	人 4

## (3) その他生活支援サービス

### ① 配食

栄養改善を目的とした配食サービスです。一人暮らし高齢者に対する見守りも兼ねています。町内では福祉事業の一環として社会福祉協議会が配食サービス事業を週1回の割合で実施しています。今後は総合事業の生活支援サービスとしても実施できるように取り組んでいきます。

### ② 見守り（定期的な安否確認と緊急時の対応）

定期的な安否確認と緊急時の対応をするために、住民ボランティアなどが行う訪問による見守りサービスです。現在は、福祉事業の一環として見守りサポーターによる声かけ・訪問等により見守り活動を行っています。今後は、住民ボランティア等、高齢者を支える人材の確保・育成だけではなく、高齢者自身がこれまで培ってきた経験や知識を活かして支える側の人材になれるような仕組み、取組を検討していきます。

### ③ 訪問型・通所型の一体的提供サービス

訪問型サービスや通所型サービスに準じる生活支援サービスであって、地域における自立した日常生活を支援するサービスです。

これまで訪問介護事業者や通所介護事業者で対応していた内容で今後も継続していくよう検討していきます。



### ■ その他の生活支援サービス利用者数の実績と目標

	単位	実 績(見込)		目 標			長期的目標	
		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
配食	人	—	—	—	5	10	15	20
見守り(定期的な安否確認と緊急時の対応)	人	—	—	—	5	10	15	20
訪問型・通所型の 一體的提供サービス	人	—	—	—	2	2	4	6

### ④ 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター職員が、要支援認定者や事業対象者に対し一人ひとりに合わせたケアマネジメントを実施します。自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上に向け、介護予防事業とインフォーマルサービスを組み合わせて行います。



## 基本施策Ⅲ 将来を見据えた地域包括ケアシステムの推進

第7期計画では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域の住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しました。第8期計画では、地域包括ケアシステムを深化させ、他分野と協働した横断的対応で地域全体がともに支え合う「地域共生社会」の実現がさらに求められています。

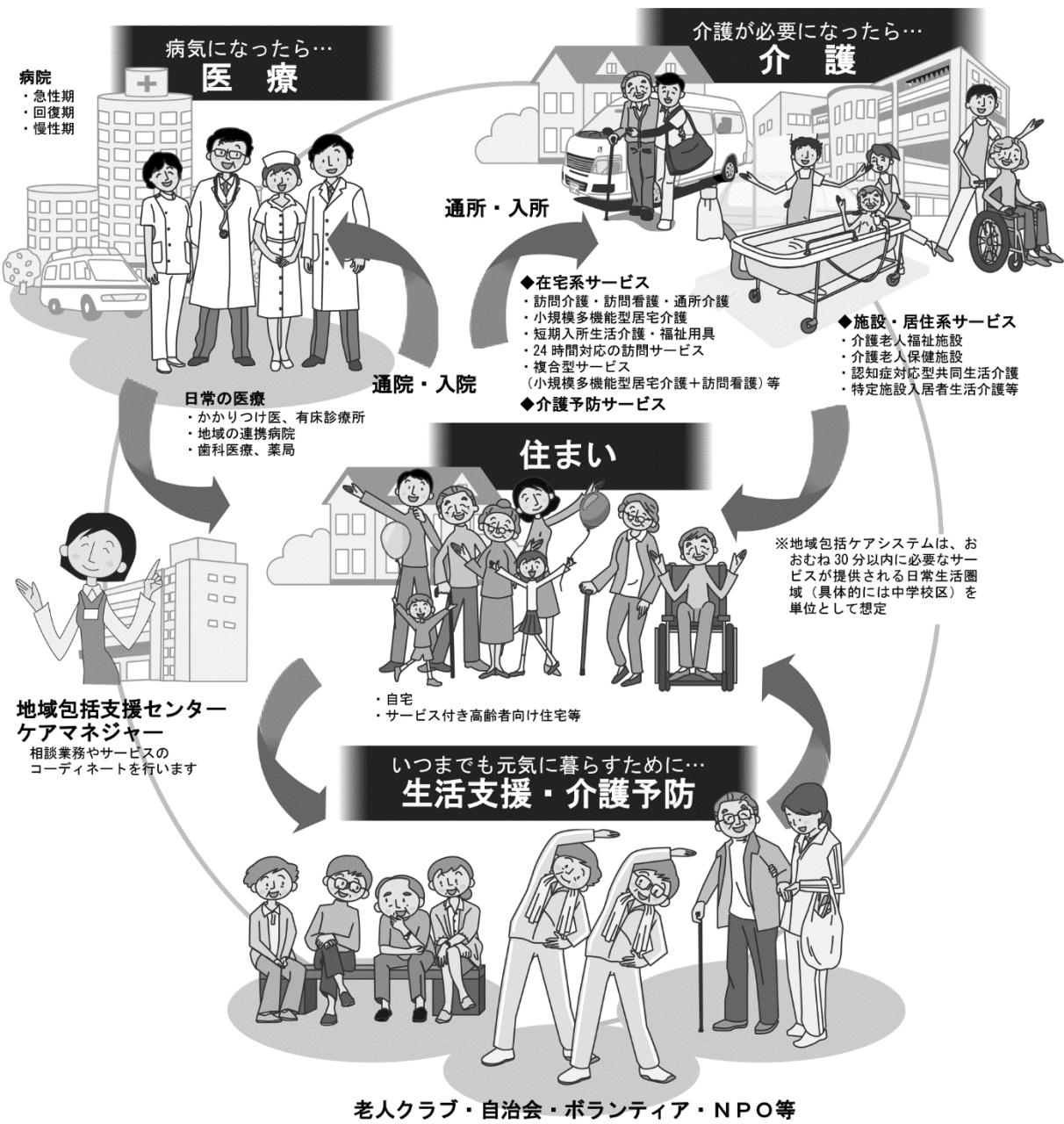
地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の考え方は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障がい者や児童への支援、介護と育児を同時に行う等の課題が複合化している人への支援等、生活上の困難を抱える人々の支援にも対応できるよう拡大していくことであることから、これを推進していくことは地域包括ケアシステム自体の強化にもつながると考えられます。

また「地域における支え合い」の考え方についても、これまでのサービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性にとらわれず、世代を超えて地域住民が共に「支え合う」という考え方の、より一層の浸透が求められます。

当町では、地域共生社会の実現を目指し、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりをさらに推進します。



■ 野辺地町地域包括ケアシステムの姿





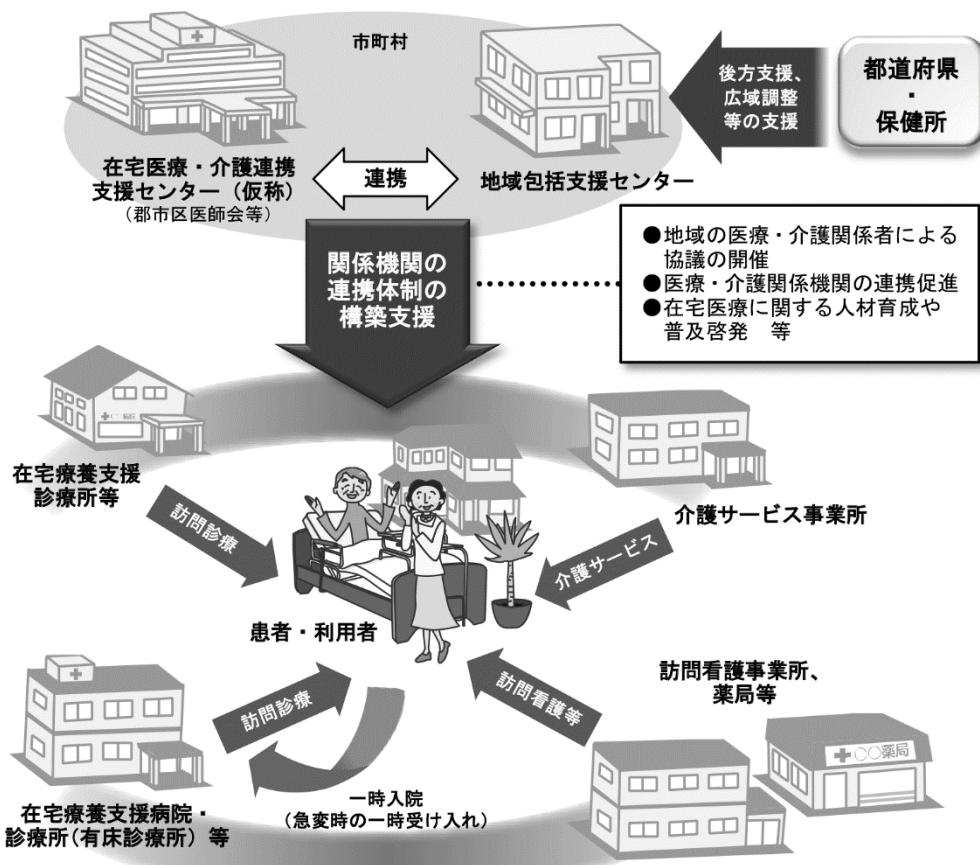
## 1 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医療計画に基づく医療機能の分化と平行して在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが必要となります。

当町では、高齢者の健康状態に応じて、必要な医療・介護サービスを迅速かつ切れ目なく提供できるよう、「紙媒体」「ICT」を活用した「連携シート」を作成し、在宅医療・介護サービスの情報共有を図っています。

将来的には連携分野を、医療・介護・保健・福祉に広げ、包括的な連携体制の整備に努めていきます。

### ■ 在宅医療・介護連携の推進



### (1) 在宅医療・介護連携体制整備の推進

#### ① 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築にあたっては、医師をはじめとした医療従事者及び介護従事者の負担軽減を図る対策を検討しながら取り組んでいきます。



② 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

当町では、在宅（施設）からの入退院の際にサービスが切れ目なく提供できるよう紙媒体やICTを活用しながら情報の共有を図っていきます。支援にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意しながら取り組んでいきます。

(2) 在宅医療・介護連携に関する取組

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、薬局、介護サービス事業所等の住所やマップ、認知症ケアパスを掲載した「在宅医療・介護ガイドマップ 認知症ケアパス」を作成し、情報の更新を行い、住民や医療・介護関係者への情報提供を図っていきます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療・介護における困難事例等、問題解決に向けた事例検討部会、高齢者福祉対策部会、地域包括ケア会議等において、住民や様々な専門職の視点から、在宅医療・介護連携に関する現状把握、課題抽出、対応策等の協議に取り組んでいきます。

③ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

「医療情報共有システム（救急キット）登録事業」において、救急搬送された際に、医療情報や緊急連絡先等が迅速に医療へつながるようiPadを活用する等、体制の構築に取り組みます。

④ 医療・介護関係者の情報共有支援

上十三圏域における医療機関とケアマネジャーの退院調整ルールを活用し、医療機関から在宅にシームレスに移行できるよう支援していきます。また、退院調整ルールについて運用状況のモニタリングを実施し、情報共有ツールとしての活用を図っていきます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターへ在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者等からの相談に応じて、専門医への受診調整、課題解決に向けた支援の検討等、相談支援体制を整備していきます。

⑥ 医療・介護関係者の研修

住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために、地域の医療・介護関係者がお互いの業務の現状、専門性や役割を知り、在宅医療と介護の連携強化を目的として、研修の企画・運営に取り組んでいきます。

⑦ 地域住民への普及啓発

住民が在宅医療や介護サービスが必要になった場合の相談先や、利用できる医療・介護・福祉サービス等を理解できるように、広報掲載、パンフレットの作成、地区健康教育等により普及啓発を図っていきます。



### (3) 二次医療圏内・自治体間の連携

#### ① 二次医療圏内・自治体間の連携

医療機関の利用状況をみると、町内の医療機関にとどまらず、隣接町村や十和田市、三沢市内の病院や開業医等、受療医療機関地域は広域となっています。現在、上十三圏域における退院調整ルールを活用し、広域連携の推進を図っていることから、今後は自治体間の連携を視野に入れ取り組んでいきます。

## 2 認知症施策の推進

国は令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的な認知症対策を実施していくこととしています。

「認知症施策推進大綱」では、認知症はだれもがなりうるものであり、現在では多くの人にとって身近なものとなっており、認知症の発生を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」と認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を車の両輪として施策を推進していくという基本の考え方を示し、5つの柱に沿って施策を展開します。

#### 認知症施策推進大綱の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発

### (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の推進

認知症はだれもがなりうるものであり、身近なものになっていることから、個人、家庭、職場、地域社会において認知症への正しい理解を深めることが、認知症の人や家族が地域社会の中で普段と変わらずに認知症とともに生活していくために重要となります。

#### ① 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守り支える応援者です。

認知症への理解を深めるため、引き続き町内小学生・中学生・高校生や企業を対象とした養成講座を開催し、学校や企業等、さまざまな分野との連携を取りながら普及・啓発活動を進めています。



## ② 認知症サポーターの活用

認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきました活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の人等の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の構築に向けた体制作りを検討していきます。

## (2) 早期診断・早期対応のための支援体制整備

認知症の人に対して、早期発見・早期対応を軸に「本人主体」を基本とした医療・介護等の連携により、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供ができるように取り組みます。

### ① 認知症初期集中支援チームの活用

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し、必要な医療や介護の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を平成30（2018）年度より設置しています。

認知症の早期診断・早期対応、医療と介護の連携するため活動を継続していきます。

また、関係機関で構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会において、認知症初期集中支援チームの活動について評価・検討していきます。さらに、早期支援につなげるために認知症初期集中支援チームについて周知を行います。

### ② 医療・介護等の連携推進

当町では地域の医療・介護サービス資源の把握、認知症に係る医療・介護サービスの標準的な流れを示すため「在宅医療・介護ガイドマップ 認知症ケアパス」を平成30（2018）年度に全戸及び関係機関へ配布し、当町のホームページに掲載しています。

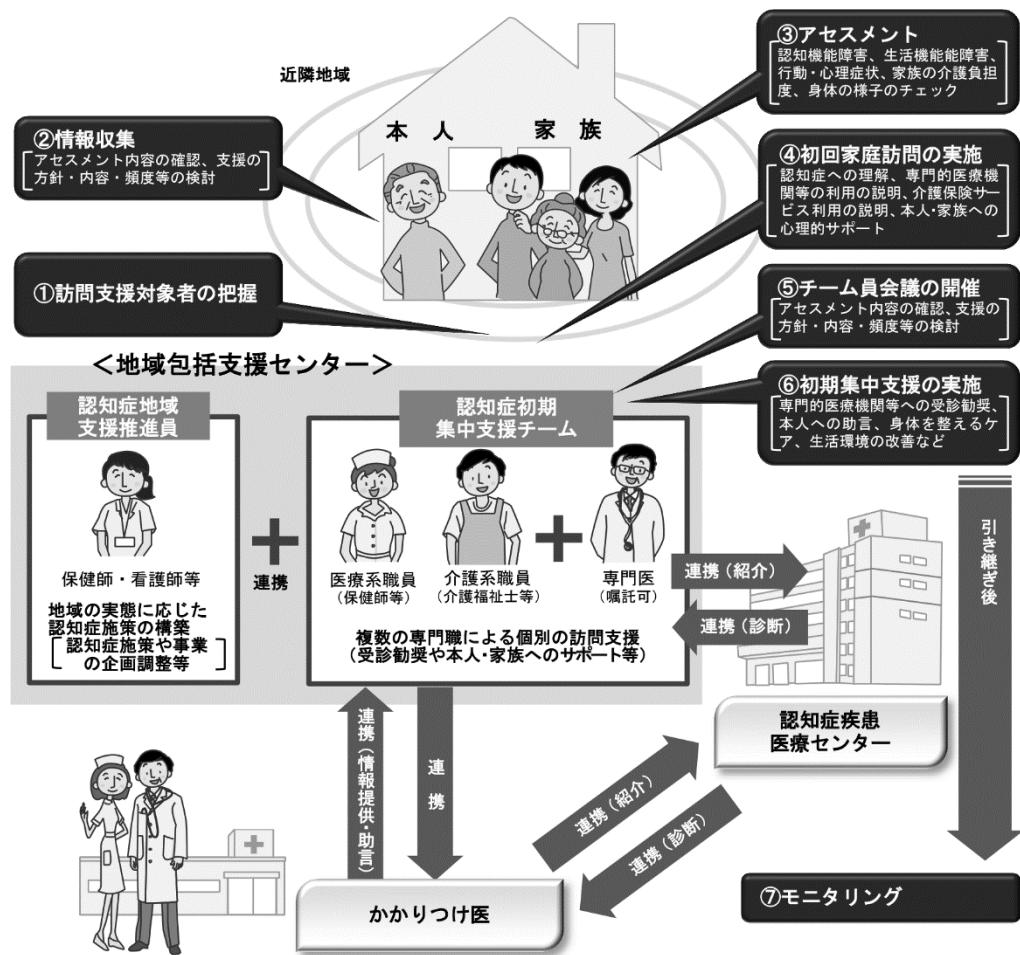
定期的に掲載内容を確認し、認知症の人や家族、医療・介護関係者等で情報共有され、切れ目なくサービスが提供されるように活用・普及を推進していきます。

### ③ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関、介護サービス事業所等の支援機関をつなぐ連携支援や認知症高齢者自身やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域推進員を平成29（2017）年度より地域包括支援センターに配置しており、今後も相談支援を行い、認知症の普及啓発活動や医療・介護の適切な連携が図れるようにしていきます。



■ 「本人主体」を基本とした早期診断・早期対応のための支援体制整備のイメージ



### (3) 認知症に適応した介護サービスの提供

認知症の方と家族が安心して地域で暮らすことができるよう、介護者への支援と認知症に適した介護サービスが提供できる取組を推進します。

#### ① 認知症に適した介護サービスの提供

認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減するものとして、地域密着型サービスは認知症に適した介護サービスであり、当町では認知症対応型共同生活介護のサービスを提供しています。

今後も、認知症高齢者の身近な地域で生活を支援し、家族の介護負担の軽減を図るために、需要動向を把握しながら、認知症対応サービス等の介護サービスの充実に努めます。

また、認知症の人の尊厳が保持され自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供する事業所との連携や定期的な助言ができるように取組を推進します。



#### (4) 介護者への支援

認知症の人や家族が、地域の人や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解し合うことができる集いの場の取組を推進します。

##### ① 認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族が、地域住民や医療・介護・福祉専門職と相互に情報共有し、お互い理解し合うことを目的に、平成30（2018）年度より認知症カフェを開設し、毎月1回定期開催しています。今後は様々な地域で認知症カフェが開催できるように推進していきます。

#### (5) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

認知症は高齢者に限らず若い世代にも発症するケースがみられ、65歳未満で発生する認知症を「若年性認知症」と言います。

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいことから、居場所づくりや様々な分野にわたる就労を総合的に講じていきます。

認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進します。

##### ① 若年性認知症への対応

若年性認知症への普及啓発を進め、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、早期診断により「青森県若年性認知症総合支援センター」へつなげるなど、本人への配慮と適切な対応に努めます。

##### ② 地域での見守り体制

認知症高齢者見守り事業「認知症高齢者安心外出登録事業」、見守りサポーターによる声かけ、安否確認の活動を継続して行っています。個別事例の見守りから町全体の見守りネットワークの構築へと発展させるため、自治体や民間団体、関係機関と連携を図っていきます。

#### (6) 高齢者の権利擁護の推進

判断能力が不十分な認知症の人を法的に支援する「成年後見制度」利用促進のために、相談支援・制度周知を図ります。併せて、利用が増大し必要な成年後見人等を確保していくため、市民後見人の育成を進めていきます。

具体的な取組は、第6章「成年後見制度の利用促進計画」において計画的な推進を図ります。



### 3 生活支援・介護予防サービスの体制整備

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者の増加や「老々介護」「8050問題」等、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、地域において支援を必要とする方への対応の充実がこれまで以上に求められています。地域サロン（みんなのステーション）の開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等、地域の実情に応じて多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）が生活支援・介護予防サービスを提供していく体制の整備がより必要となります。

また、地域の中で役割を持って活動・生活することが、生きがいや介護予防にもつながっていきます。社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる体制を整備する必要があります。そのため、生活支援・介護予防サービスの充実に向け、地域のニーズや資源の把握を行った上で、取組を進めるコーディネート機能の充実や協議体の設置が必要となります。

#### ■ 生活支援コーディネーター・協議体の役割

##### (1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進  
コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実

###### (A) 資源開発

- 地域に不足するサービス創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

など

###### (B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり

など

###### (C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング

など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があります。

- [①第1層 市町村区域で主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）を中心  
②第2層 中学校区域で第1層の機能の下で具体的な活動を展開  
※コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外]



##### (2) 協議体の設置

⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

###### 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参考例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※コーディネーターの職種や配置か所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組



### (1) 生活支援事業の基盤整備「生活支援体制整備事業」

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて多様な主体の参画が求められることから、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者等を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

本事業は、平成29（2017）年4月から野辺地町社会福祉協議会に委託し実施しています。

#### ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

地域の実情に即し、柔軟かつ効果的に事業を推進するために生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、地域資源及び支援ニーズの把握や開発に向け、関係機関等とネットワークを構築しながら高齢者等を支える地域づくりを推進していきます。

#### ② 生活支援体制整備協議体の設置

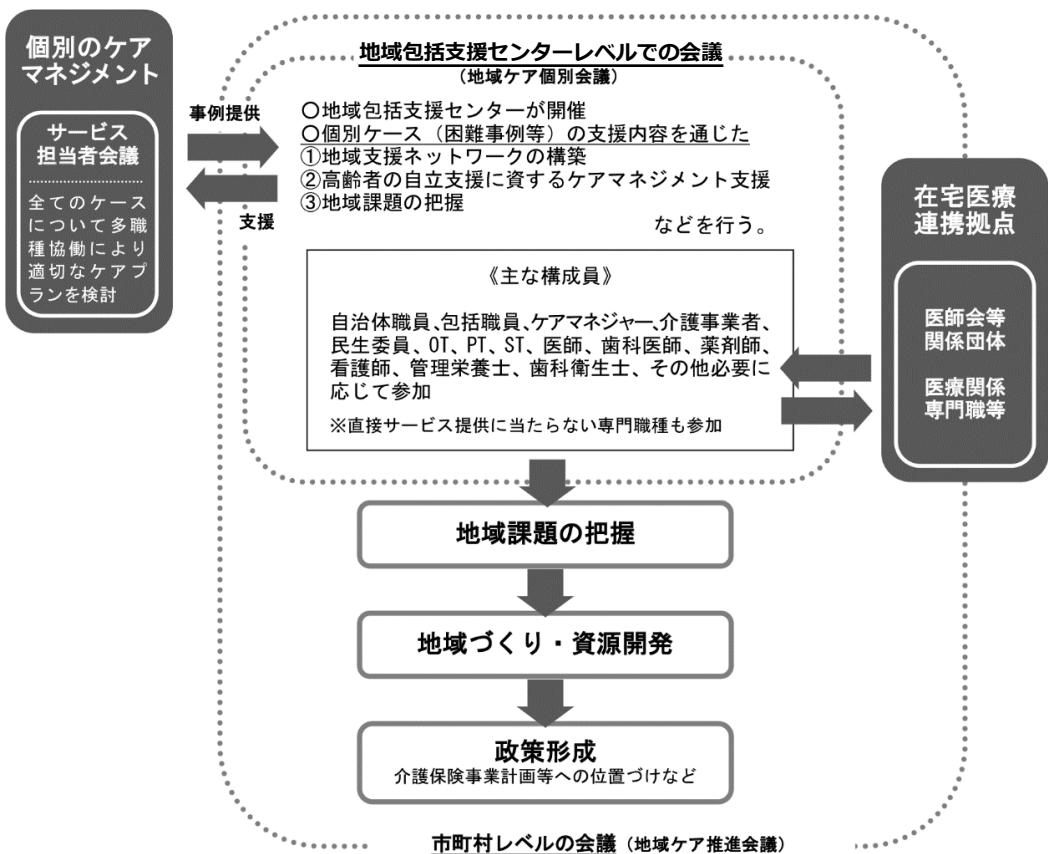
生活支援コーディネーターと生活支援サービス等の提供主体等の定期的な情報共有及び連携強化の場として「生活支援体制整備協議体」を設置し、関係者間のネットワークを活かしながら、高齢者の生活を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

## 4 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や専門的視点を持つ多職種を交え、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成という5つの機能を持つ地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。第8期においても、行政、医療、介護、障がいなど多職種や地域の方と協同して高齢者の個別課題の解決や、ネットワークの構築に努めます。地域に共通した課題の明確化や共有された地域課題の解決に必要な地域づくりを進めています。



### ■ 地域ケア会議の推進



#### (1) 地域ケア会議の運営と課題検討

当町では、医療、介護、予防、住まい、介護予防・生活支援の各サービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築の推進を図り、「つながり 支え合い 笑顔咲くまち のへじ」の実現を目指し、個別レベルの地域ケア個別会議（事例検討部会）、地域づくりに向けた地域ケア推進会議（高齢者福祉対策部会、包括福祉ケア会議）の運営を推進していきます。

##### ① 地域ケア個別会議

現在、定期的に開催している事例検討部会を継続して開催していきます。また、多職種連携の視点から事例内容に応じて委員以外の専門職種の参加を求め、自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握に努めています。

##### ② 地域ケア推進会議

地域ケア個別会議（事例検討部会）において抽出された地域課題の把握、社会資源の開発、政策形成に向けた協議を行い、地域包括ケアシステムを構築していきます。



## (2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

保健、医療、福祉、介護領域の専門職種に加え、警察、消防、民生委員、自治会等、高齢者の暮らしを支える支援者同士が顔の見える関係をつくりながら、町の支援ネットワークや既存の社会資源の活用・開発を検討できる場を設けていきます。

# 5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者が心身の状況に応じて安心して生活が送れる住まいの選択ができる環境整備が必要となります。

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

多様化する高齢者のニーズに対応した住宅の確保や入居者へのサービスの充実が必要となります。また、現在の住まいで、より安全に快適に生活できるよう、住宅改修等への支援も継続して取り組みます。

このため、生活支援・相談、安否の確認、一時的な家事援助、加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームに関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

また、今後は生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、建設部局と連携し相談支援を行うとともに、包括支援センターを含めた連携体制の構築に努め、介護保険制度を含めた高齢者施策へつなぐ体制の整備を図ります。

## (1) 生活支援ハウス等の活用

介護保険を受けていない方や生活困窮者などの高齢者に住まいを提供する施設として、生活支援ハウスの活用を今後も推進していきます。

## (2) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の確保

全国的に「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の必要な情報を把握する必要があります。現在、当町には「サービス付き高齢者向け住宅」はありませんが、高齢者の日常生活に配慮されたものになるよう整備に努めています。また「有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の質の確保を図るため、未届けの有料老人ホームは積極的に県に情報提供するとともに連携をとり調整していきます。



### ■ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

単位:か所、人

		2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)
有料老人ホーム	施設数	4	4	4
	定員	62	62	66
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	—	—	—

## 6 地域包括ケアシステムの推進

### (1) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び業務効率化と質の向上

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、介護給付サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組が必要です。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービスが提供できるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組むことが不可欠となります。

そのため、必要な介護人材の確保には令和7（2025）年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保のため、総合的な取組を推進します。その際には、地域の関係者とともに処遇改善や若年層・中高年齢層・子育てを終えた層・高齢者層等や他業種からの新規参入を促進し、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のために働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備を行います。

また、介護現場における業務仕分けやロボット・ＩＣＴの活用、元気高齢者の参入による業務改善、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組みます。



## (2) 地域包括ケアシステム推進の目標指標

地域包括ケアシステムの推進に向けた以下の4項目ごとに、取組内容と数値による目標指標を設定しました。

### ■ 地域包括ケアシステム推進に向けた取組の目標指標

具体的な取組	現在	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
<b>1 在宅医療・介護連携の推進に関する取組</b>				
在宅医療・介護ガイドマップの周知と活用	内容修正	関連機関への配布・活用	内容修正・周知	関連機関への配布・活用
在宅医療・介護連携関係者の研修回数(多職種連携の強化を目的)	2回／年	2回／年	2回／年	2回／年
在宅医療・介護連携に関する相談窓口	2か所	2か所	2か所	2か所
救急キット登録事業の周知と運用の充実	パンフレット作成・周知	登録情報更新・周知	登録情報更新・周知	登録情報更新・周知
<b>2 認知症施策の推進に関する取組</b>				
認知症初期集中支援チーム数	1か所	1か所	1か所	1か所
認知症地域支援推進員数	3人	4人	4人	4人
認知症サポーター登録数	937人	1,100人	1,180人	1,260人
成年後見制度に関する普及・啓発方法の拡大	パンフレット、ホースター	健康教育実施	健康教育実施	健康教育実施
成年後見制度利用支援事業利用者の増加	4人	6人	8人	10人
家族介護教室の開催	0回	1回	2回	3回
<b>3 生活支援・介護予防サービスの体制整備に関する取組</b>				
生活支援サービス事業の創設	0事業	0事業	1事業	1事業
生活支援コーディネーター数	2人	2人	3人	3人
みんなのステーション(集いの場) 開催自治会数の増加	4地区	4地区	5地区	6地区
地区を対象とした介護予防教室の開催の増加	2地区	2地区	2地区	3地区
<b>4 地域ケア会議の推進に関する取組</b>				
地域ケア会議における事例検討数の増加	8事例／年	8事例／年	9事例／年	9事例／年
地域包括福祉ケア会議における地域課題検討回数	1回／年	1回／年	2回／年	2回／年



## 基本施策Ⅳ 介護を受けながら安心して生活できる体制づくり

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見据え、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自身の能力に応じ自立した健康で安心した暮らしができるよう、引き続き支援が必要とされています。また、介護予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった制度の理念を堅持して質が高く必要なサービスを提供するとともに、財源と人材をより効率的に活用する仕組みづくりを推進していくことが必要です。

また、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら令和7（2025）年度の介護需要、サービス需要の増加・多様化を想定し、持続可能な制度とするため地域の実情に応じた介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保に努めていきます。

さらに、高齢者の多様なニーズに対応するため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護を受けながら住み続けることができるような住まいの普及を図るなど、介護を受けながら安心してできる暮らしの実現に向けて推進します。

### 1 保険者機能の強化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促します。このような適切なサービス提供の確保とともに費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高めるよう保険者機能を強化し、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

#### （1）介護給付適正化対策事業（第5期介護給付適正化計画）

適正化対策事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで3期にわたり、都道府県において介護給付適正化計画を策定し、都道府県と市町村が一体となって適正化に向けた戦略的な取組を推進し、展開を図ってきました。

平成29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標を定めるものとされました。

このため、当町においても、国や青森県の指針を踏まえて、「第8期介護保険事業計画」に定めた事項を推進するため、「第5期介護給付適正化計画」を策定します。

計画期間は、第8期計画の期間との整合性を考慮し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



## I 計画の位置づけ

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定したうえで、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことがあります。

このような介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

当町においても、今後、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、包括的に支援する基盤を整えていく必要があります。

こうした中で、介護給付適正化の取組の重要性はさらに高まるものと考えられることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取組を継続していくこととします。

## II 第4期の検証

当町では、青森県が策定した「第4期青森県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」を引き続き実施しました。

第4期において、国の指針に掲げる主要適正化5事業全てに取り組み、適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や保険料増大の抑制等、持続可能な介護保険制度の構築に資することができました。

## III 現状と課題

平成12（2000）年4月に介護保険制度が始まり20年以上が経過した現在では、介護サービスの利用は大幅に拡大しています。その一方で、過剰なサービスや不適切なサービスの提供という問題も存在しています。

適正化対策事業の実施体制について、職員による対応と国保連への委託により実施していますが、「専門知識を持つ職員がいない」などの理由により、充分に取り組めていないのが現状です。

しかし、利用者が真に必要とする適かつ過不足のないサービスを確保するため、また公平かつ効率的な介護保険制度の運営を目指す観点から、都道府県、市町村、国保連が連携を図り、より実効性の高い介護給付適正化の事業を進めていく必要があります。

## IV 第5期の取組方針と目標

当町では、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、必要な給付を適切に提供するための適正化対策事業を引き続き実施することが不可欠であると考え、第5期においても、必要なサービスが必要な人に供給されるよう、現在の事業の方法を工夫・変更しながら介護給付適正化に努めます。



### ① 要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施される（要介護認定の平準化）よう、専任の職員を配置し、介護認定調査票の内容が適切か・整合性があるかについて、調査票全件の点検を実施しています。

調査の客観性・公平性を確保するため、全調査員を対象に研修を実施しており、今後も継続的に実施していきます。

#### ■ 要介護認定適正化の実績と目標

単位		実 績(見込み)			目 標		
		2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
新規申請点検数	件	214	200	210	260	250	250
更新申請点検数	件	488	502	360	380	360	360
区分変更申請 点検数	件	99	72	120	100	120	120

### ② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提出を求めたり面接によるケアプラン点検を行っています。個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

#### ■ ケアプラン点検の実績と目標

単位		実 績(見込み)			目 標		
		2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
書面による点検数	件	0	8	5	5	5	5
面接による点検数	件	8	0	3	5	5	5
指導件数	件	3	1	1	2	2	2

### ③ 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施工状況の点検を行います。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除することを目的としています。当町では、居宅介護住宅改修費の申請を受けたものについて原則的に全て施工前・施工後に実地点検を行っています。

#### ■ 住宅改修点検の実績と目標

単位		実 績(見込み)			目 標		
		2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
施工前点検数	件	22	30	40	40	40	40
施工後点検数	件	22	30	40	40	40	40
指導件数	件	1	1	3	2	2	2
効果額	円	10,000	55,550	91,300	50,000	50,000	50,000



#### ④ 福祉用具購入・貸与の調査

福祉用具利用者等に対し、福祉用具の必要性や利用状況等について点検を行います。不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除すること、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を勧めることを目的としています。

##### ■ 福祉用具購入・貸与調査の実績と目標

単位	実績(見込み)			目標		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
ケアマネへの確認件数	件	12	7	5	10	10
訪問による確認件数	件	4	3	5	2	2

#### ⑤ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連から提供される情報を活用し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置をすることを目的として行います。

縦覧点検では、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。医療情報との突合では、受給者の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

#### ⑥ 介護給付費通知

保険者から受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発することを目的として行われます。今後は、年1回実施していきます。

### (2) 介護給付サービスの質の向上

#### ① 介護サービス事業所への支援

介護サービス事業所への支援として、ケアマネジャーにケアマネジメントの助言や指導、相談に応じ、質の向上に努め、介護サービス事業所への実地指導・集団指導を実施し、適正な給付管理、運営管理、労働環境等について改善に向けた助言や提言を行うことにより、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

また、介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材は、全国的に人材不足が課題となっており、介護職に就いた方が長く働くよう、介護従事者のキャリアアップの支援に取り組んでいくことが重要です。介護従事者の働きやすい環境づくり、職場環境の改善など国や県、事業者等と連携し、待遇改善や多様な人材の活用促進に努めます。

#### ② 介護人材の定着支援

高齢者人口の増加に伴う介護サービス需要の増加のほか生産年齢人口の急減による介護分野の労働力の確保が喫緊の課題となっております。町内の介護サービス事業所で



働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいを持って働き続けることができるよう、介護離職の防止に向けた取組を含め、さまざまな機関と連携しながら研修の実施やメンタルヘルスなど相談事業の充実を図るなど人材定着に向けた取組を進めます。

### ③ 介護人材の確保に向けた取組

今後一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代の担い手となり得る小・中学生等に対し介護の仕事の魅力向上を図る講座など、魅力の発信と興味関心の醸成に取り組みます。

## (3) その他の取組

### ① 低所得者の負担軽減

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で利用できなかったり、制限されたりすることのないよう、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度の周知に努めます。

- ・高額介護（介護予防）サービス費給付
- ・高額医療・高額介護合算制度
- ・特定入所者介護（介護予防）サービス費給付
- ・利用者負担額軽減制度

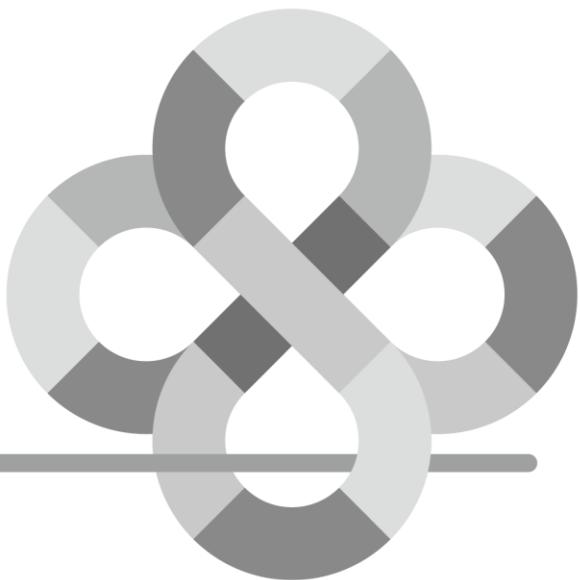
### ② 文書負担軽減に向けた取組

業務の効率化の取組として、介護現場におけるＩＣＴの活用等や介護分野の文書に係る負担軽減のため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化やＩＣＴ等の活用を推進し、県による支援や県及び近隣市町村との連携を図ります。

## (4) 介護サービス情報公表システムの活用

高齢者が適切な制度・サービスを選択できるための広報や情報提供については、利用者やその家族がサービスの内容を適切に理解して選択できるよう厚生労働省が運用する『介護サービス情報公表システム』の利用を促進し、医療や介護に関連する情報について情報発信するよう努めます。





## 第5章

# 介護保険料の設定





## 第5章 介護保険料の設定

介護保険の財源については、その25%を国が、県と町が12.5%ずつをまかなった上、27%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担し、残る23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することとなっています。

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直され設定されます。その基準額は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間の介護サービス費用の総見込み額と65歳以上の推計人口により算定されます。

本章では、介護保険料基準額の算定に必要な今後3年間の介護給付費等の見込みを算出し、保険料を設定します。

### 1 介護給付費等の見込み

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの給付実績を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の各サービスにおける事業量と事業費を算出しました。

#### (1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

##### ■ 介護給付費（居宅サービス）の見込み

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
居宅介護サービス	給付費(千円)	751,051	762,544	777,281	785,216	808,496
訪問介護	給付費(千円)	250,283	254,672	261,967	262,207	270,861
	回数(回)	7,580.2	7,701.0	7,922.7	7,936.7	8,200.1
	人数(人)	203	205	210	212	218
訪問入浴介護	給付費(千円)	13,645	14,322	14,954	14,954	14,954
	回数(回)	92.5	97.0	101.3	101.3	101.3
	人数(人)	20	21	22	22	22
訪問看護	給付費(千円)	18,194	18,204	18,204	18,204	18,204
	回数(回)	300.6	300.6	300.6	300.6	300.6
	人数(人)	34	34	34	34	34
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	7,193	7,197	7,197	7,197	7,591
	回数(回)	204.0	204.0	204.0	204.0	215.3
	人数(人)	17	17	17	17	18
居宅療養管理指導	給付費(千円)	4,903	4,906	5,217	5,128	5,476
	人数(人)	43	43	46	45	48
通所介護	給付費(千円)	135,004	136,954	138,839	141,116	145,340
	回数(回)	1,524.2	1,542.3	1,563.6	1,590.2	1,641.4
	人数(人)	156	158	160	163	168
通所リハビリテーション	給付費(千円)	102,040	103,736	105,308	107,393	109,492
	回数(回)	1,117.8	1,134.5	1,150.6	1,175.5	1,199.7
	人数(人)	138	140	142	145	148



			2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
短期入所生活介護	給付費(千円)	69,540	71,178	71,178	72,382	74,430	
	日数(日)	727.5	745.2	745.2	759.9	779.7	
	人数(人)	38	39	39	40	41	
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	28,088	28,103	28,103	29,693	31,756	
	日数(日)	231.4	231.4	231.4	244.4	261.4	
	人数(人)	16	16	16	17	18	
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	1,294	1,295	1,295	1,295	1,295	
	日数(日)	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	37,654	38,148	39,160	39,351	40,610	
	人数(人)	241	244	250	252	260	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	615	615	615	615	615	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
住宅改修費	給付費(千円)	2,320	2,320	2,320	2,320	2,320	
	人数(人)	2	2	2	2	2	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	7,283	7,287	7,287	7,287	7,287	
	人数(人)	3	3	3	3	3	
居宅介護支援	給付費(千円)	72,995	73,607	75,637	76,074	78,265	
	人数(人)	411	414	425	428	440	

注)給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

#### ■ 介護給付費（地域密着型サービス、施設サービス）の見込み

			2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
地域密着型サービス	給付費(千円)	201,545	201,489	201,648	201,648	201,648	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	3,074	3,076	3,076	3,076	3,076	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,760	1,593	1,593	1,593	1,593	
	回数(回)	19.6	17.6	17.6	17.6	17.6	
	人数(人)	4	4	4	4	4	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	196,711	196,820	196,979	196,979	196,979	
	人数(人)	64	64	64	64	64	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	



		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
施設サービス	給付費(千円)	582,283	582,606	586,466	611,166	616,343
介護老人福祉施設	給付費(千円)	237,346	237,478	237,478	237,478	237,478
	人数(人)	82	82	82	82	82
介護老人保健施設	給付費(千円)	337,152	337,339	337,339	357,554	371,239
	人数(人)	102	102	102	108	112
介護医療院	給付費(千円)	3,601	3,603	11,649	16,134	7,626
	人数(人)	1	1	3	4	2
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,184	4,186	0		
	人数(人)	1	1	0		

注)給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

#### ■ 介護給付費の見込み

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護給付費計	給付費(千円)	1,534,879	1,546,639	1,565,395	1,598,030	1,626,487

## (2) 介護予防給付費

#### ■ 介護予防給付費（介護予防サービス）の見込み

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防サービス	給付費(千円)	29,376	29,336	29,389	30,009	27,724
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	421	421	421	421	421
	回数(回)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数(人)	3	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	279	279	279	279	279
	回数(回)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	129	129	129	129	129
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	18,283	18,293	18,293	18,777	17,059
	人数(人)	45	45	45	46	42
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	102	102	102	102	102
	日数(日)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	人数(人)	0	0	0	0	0



		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	524	524	524	524	524
	日数(日)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養 介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	3,747	3,747	3,747	3,830	3,582
	人数(人)	46	46	46	47	44
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費(千円)	312	312	312	312	312
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	4,096	4,046	4,099	4,152	3,833
	人数(人)	77	76	77	78	72

注)給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

#### ■ 予防給付費（地域密着型介護予防サービス）の見込み

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
地域密着型介護予防サー ビス	給付費(千円)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

注)給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

#### ■ 予防給付費（介護予防サービス）の見込み

		2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
介護予防給付費計	給付費(千円)	29,376	29,336	29,389	30,009	27,724



### (3) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員

#### ■ 施設別必要利用定員数

単位:人

	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
認知症対応型共同生活介護	64	64	64	64	64
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0

### (4) 標準給付費

#### ■ 標準給付費の見込み

単位:千円

種類	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
標準給付費見込額	1,654,789	1,663,001	1,683,083	1,718,246	1,745,325
総給付費※1	1,564,255	1,575,975	1,594,784	1,628,039	1,654,211
特定入所者介護サービス費等給付額※2	47,240	43,624	44,262	45,218	45,671
高額介護サービス費等給付額	38,558	38,631	39,196	40,044	40,448
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,271	3,295	3,343	3,416	3,450
算定対象審査支払手数料	1,465	1,476	1,497	1,530	1,545

※1 一定以上所得者負担の調整後

※2 資産等勘案調整後

### (5) 地域支援事業費

#### ■ 地域支援事業費の見込み

単位:千円

種類	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2025年度 (R7年度)	2040年度 (R22年度)
地域支援事業費見込額	75,535	74,835	75,392	69,334	56,343
介護予防・日常生活支援総合事業費	39,715	39,915	40,322	35,687	28,007
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	26,000	26,000	26,000	25,077	19,767
包括的支援事業(社会保障充実分)	9,820	8,920	9,070	8,570	8,570



## 2 介護保険料基準額の算定

介護保険料基準額は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の第1号被保険者数と介護サービス費用額をもとに、下記のとおり算出します。

これにより、第8期の介護保険料基準額は、6,400円（月額）となります。

### ■ 介護保険料の見込み

単位:円

	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	合 計
標準給付費見込額 (A)	1,654,788,711	1,663,001,033	1,683,083,135	5,000,872,879
地域支援事業費 (B)	75,535,000	74,835,000	75,392,000	225,762,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B) × 第1号被保険者 負担割合0.23】	397,974,454	399,702,288	404,449,281	1,202,126,022
調整交付金相当額 (D)	84,725,186	85,145,802	86,170,257	256,041,244
調整交付金見込額 (E)	125,393,000	121,418,000	124,947,000	371,758,000
財政安定化基金拠出金見込額 (F)【(A+B) × 0.000%】	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (G)				66,000,000
保険料収納必要額 (H)【C+D-E+F-G】				1,020,409,266
予定保険料収納率 (I) ※単位:%				98.50
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(J) ※単位:人	4,501	4,493	4,494	13,489
保険料基準額(年額) (K)【H ÷ I ÷ J】※単位:円				76,800
保険料基準額(月額) (L)【K ÷ 12】※単位:円				6,400



### 3 所得段階別保険料の設定

第1期から第8期までの介護保険料基準月額の推移をみると、第8期は第7期より300円 (+4.9%) 増額しており、これまで最も高い基準額となっています。

#### ■ 第8期所得段階別介護保険料

単位:円

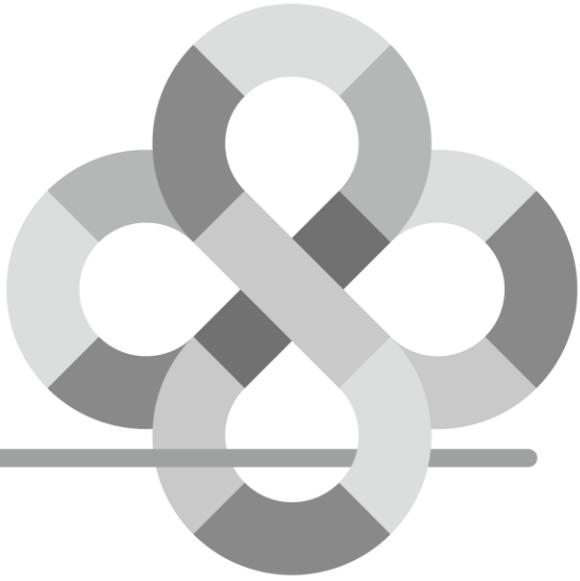
所得段階	調整率	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	基準額の30%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円以下)	1,920	23,040
第2段階	基準額の50%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円超~120万円以下)	3,200	38,400
第3段階	基準額の70%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が120万円超)	4,480	53,760
第4段階	基準額の90%	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円以下)	5,760	69,120
第5段階	基準額	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円超)	6,400	76,800
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円未満)	7,680	92,160
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円以上210万円未満)	8,320	99,840
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人合計所得が210万円以上320万円未満)	9,600	115,200
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人合計所得が320万円以上)	10,880	130,560

※軽減事業により 第1段階から第3段階は保険料の軽減を行っており、表中の金額は実際に負担する金額となっています。

#### ■ 介護保険料基準月額の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
期間	2000(H12)~ 2002(H14)年	2003(H15)~ 2005(H17)年	2006(H18)~ 2008(H20)年	2009(H21)~ 2011(H23)年	2012(H24)~ 2014(H26)年	2015(H27)~ 2017(H29)年	2018(H30)~ 2020(R2)年	2021(R3)~ 2023(R5)年
基準月額	3,500円	4,000円	5,300円	5,220円	5,120円	5,500円	6,100円	6,400円
増減額	+500円	+1,300円	-80円	-100円	+380円	+600円	+300円	
増減率	+14.3%	+32.5%	-1.5%	-1.9%	+7.4%	+10.9%	+4.9%	





## 第6章

# 成年後見制度利用促進計画





## 第6章 成年後見制度利用促進計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28（2016）年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。それに基づいて市町村は、国基本計画を勘案して、おおむね5年間の間に、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

以上のことから、当町では町の責務として成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくために、「野辺地町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

#### (2) 計画の根拠

本計画は、法第14条（市町村の講ずる措置）及び条例第7条（計画の策定）に基づき、当町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものです。

計画策定にあたっては、野辺地町地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、野辺地町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、野辺地町障害者基本計画及び野辺地町障害福祉計画・障害児福祉計画との整合を図るものとします。

#### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

#### (4) これまでの取組と主な実績

当町において、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用に関わる手続きの支援に取り組みました。また、成年後見制度が利用しやすくなるように野辺地町成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立を行う親族がいない等の町長による申立手続きのほか、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成してきました。

##### ■ 相談件数（認知症、知的障がい者、精神障がい者を含む）

単位：件

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)
相談件数	1	1	6	2	1	4
町長申立数	0	0	4	0	0	3

※2020(R2)年度は12月時点とする。



### ■ 町長申立について

相談理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがないため医療機関や施設の利用契約が難しい。</li> <li>・親族が高齢であり、審判申立手続きができない。</li> <li>・同居家族が精神疾患等で判断能力が不十分で親族による申立が見込めない。</li> </ul>
相談者又は相談機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族</li> <li>・医療機関</li> <li>・介護・障がいサービス利用事業所</li> <li>・福祉事務所</li> </ul>

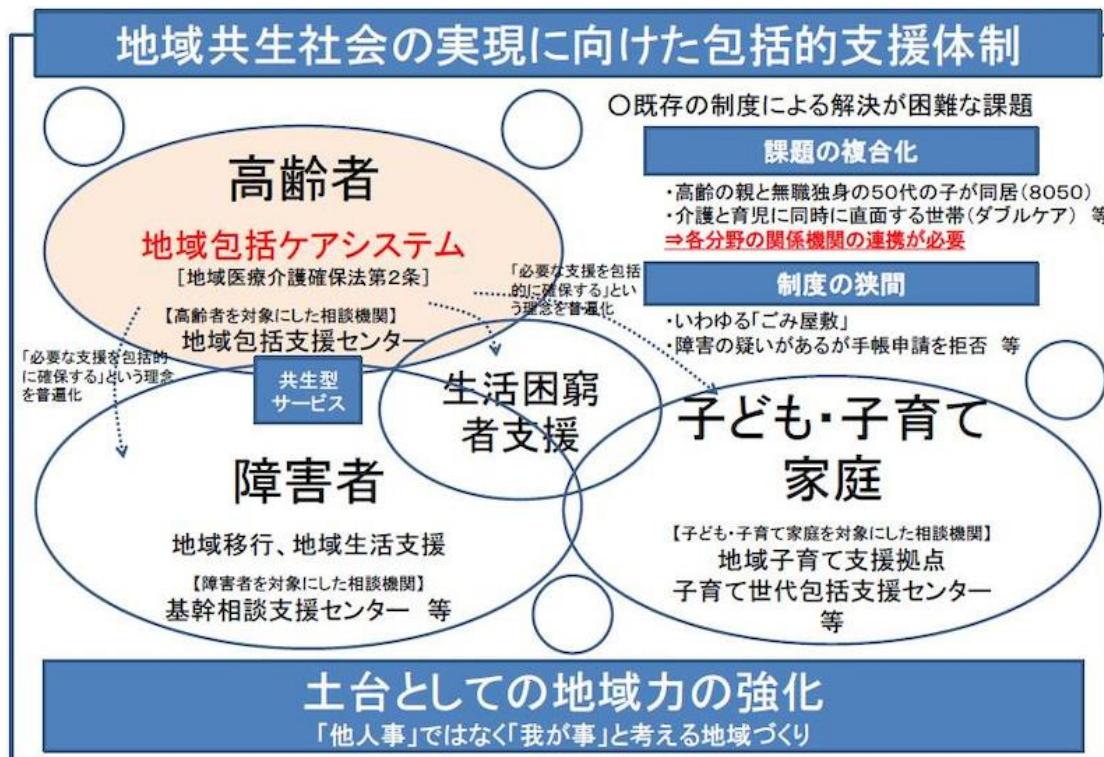
## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

当町では、高齢者や障がい者等の全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めています。誰もが「自立した生活」と「尊厳の保持」が実現できる地域を目指すために、地域における共生意識の醸成に努め、多様な主体の活動によるケア、多職種の連携・多方との協働を推進します。

また、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあること等により判断能力が不十分な人の権利を守り、これからも安心して暮らしていくよう関係機関との連携の強化を図り、包括的支援体制（地域包括ケアシステム）の一環として、成年後見制度の利用を促進し、町民の権利擁護を支援していきます。

### ■ 地域共生型地域包括支援体制のイメージ図





## (2) 基本目標

国基本計画を踏まえて、本計画の基本目標は次の3つの基本目標を定めて取組を進めています。

### **基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備**

地域連携ネットワーク及び中核機関<sup>※3</sup>の整備により権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

### **基本目標2 成年後見制度の普及促進**

広報紙等による情報発信や講習会等の開催の実施、また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進を図ります。

### **基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保**

市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。

## 3 実現に向けた取組

### **基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備**

#### (1) 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障がい者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

##### 1) 地域連携ネットワークの3つの役割

###### ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

###### ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心した生活を続けるためには判断能力の低下に関わらず早期の段階からの支援が有効であり、成年後見制度の利用について町民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

※3 中核機関：地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。



③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るために制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする多職種による支援体制を構築します。

## 2) 地域連携ネットワークの組織体制

地域連携ネットワークは、次の2つの基本的仕組みを組み合わせて構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支えるチーム

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後にはこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、権利擁護支援を行います。

② チームを支援する協議会

成年後見制度に関する相談への対応や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する「協議会」を設置し、チームをバックアップする体制整備を図ります。

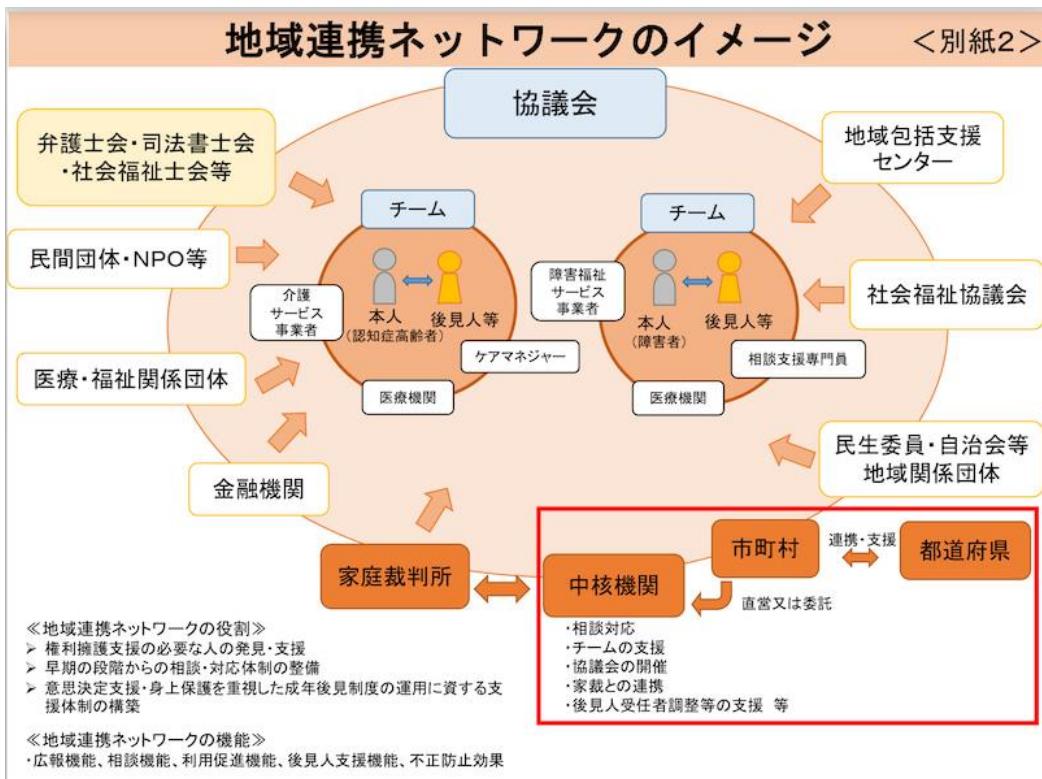
## (2) 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関が必要となり、中核機関は専門職による専門的助言等支援の確保や、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

当町では、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を多角的な支援・援助を可能とするため、1市5町1村が広域で連携し中核的な役割を担う機関「(仮称)三沢・上北広域権利擁護支援センター」(令和3年度設置予定)の設置と運用にあわせ、権利擁護支援について高い専門性を有した人材を配置し、権利擁護支援を図ります。



■ 当町における地域連携ネットワークのイメージ図



### (3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能については、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源を十分活用しながら、当町の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めています。

また、地域連携ネットワークの普及による不正防止効果を図ります。

#### 1) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であるとの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

#### 2) 相談機能

(仮称)三沢・上北広域権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談支援や、成年後見制度の利用が必要な方に対して関係機関等と連携し、手続きの説明や申立ての支援を行います。



### 3) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組みます。日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、生活支援員等による見守り機能を活かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、後見等が必要と認められるケースについては、成年後見制度への円滑な移行等を進めています。

### 4) 後見人支援機能

親族後見人<sup>※4</sup>や市民後見人<sup>※5</sup>の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

### 5) 不正防止効果

町民、金融機関、民間事業者等を含む地域連携ネットワークへ制度の理解を促し、普及することにより、後見人による財産の使い込み等不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

## 基本目標2 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙、パンフレット等<sup>※6</sup>、ホームページでの情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、町民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。その際には、後見類型だけではなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用や成年後見制度に関連した制度等の利用も念頭においた周知啓発を図ります。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であり、身近に申し立てる親族がない、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対しては、成年後見制度利用支援事業により、引き続き申立ての支援や助成等を実施します。

※4 親族後見人：家庭裁判所が成年後見人等として選任した親族。

※5 市民後見人：専門職や親族以外の住民による後見人のこと。

※6 パンフレット等：成年後見制度のしおり、在宅医療・介護ガイドマップ「認知症ケアパス」等



### 基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

身寄りのない高齢者や親なき後の障がい者、親族と疎遠な人の増加により親族以外の第三者による成年後見人等の需要が増加しています。現在、成年後見人等は、親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人数にも限りがあり、今後は、高齢化等の進展により成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではありません。

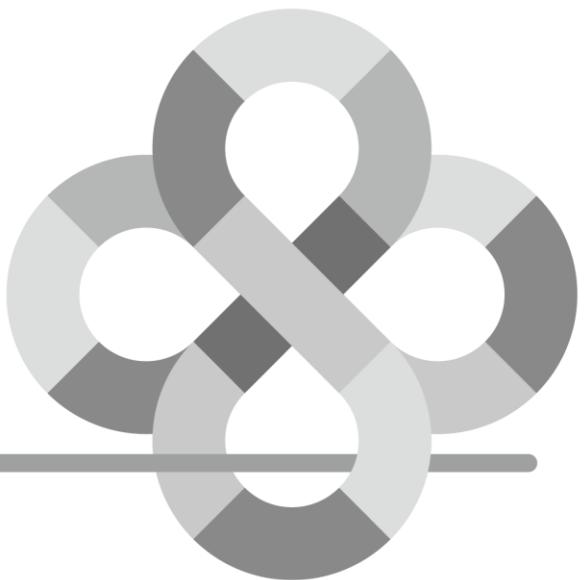
当町では、こうした課題に対して中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人の育成及び市民後見人受任後の継続的な支援に取り組んでいきます。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

#### ■ 成年後見制度利用推進の目標指標

具体的な取組	現在 R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
<b>I 地域連携ネットワーク構築に関する取組</b>				
中核機関の設置・運営等	0か所	1か所	1か所	1か所
<b>II 市民後見人等の育成に関する取組</b>				
市民後見人養成研修の開催	0回	1回	1回	1回
市民後見人登録者数	0人	2人	0人	2人
市民後見人フォロー研修開催回数	0回	0回	1回	0回
<b>III 成年後見制度の利用に関する取組</b>				
成年後見制度に関する普及・啓発方法の拡大	健康教育	健康教育	健康教育	健康教育
成年後見人に関する相談件数	4件	6件	8件	10件
町長申立て件数	2件	3件	4件	5件
成年後見制度利用に要する費用の助成	2件	3件	4件	5件





## 第7章

---

### 計画の推進体制等





## 第7章 計画の推進体制等

### 1 計画運用に関するP D C Aサイクルの推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、P D C Aサイクルを活用して当町の保険者機能及び県の保険者支援の機能の強化を図ります。

高齢者の自立支援や重度化防止の取組においては、地域課題を分析し、地域の実情に即した目標設定を行い、目標に対する実績評価を行うこと及び評価結果を公表するよう努めます。また、評価作業にあたっては、個人情報の取り扱いにも配慮しつつ、データの利活用の促進を図るための環境整備を行います。

### 2 計画の点検体制

#### (1) 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用

平成29（2017）年の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受け、平成30（2018）年度より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、令和2（2020）年度には、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図っていきます。

■保険者機能強化推進交付金等の評価結果（2020年度）

単位：項目、点

評価指標の項目	項目数	配 点	野辺地町 得点	平均点	
				青森県	全 国
I P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6	140	125	124.5	113.3
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	52	1,195	664	703.9	626.4
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	5	80	25	35.0	30.4
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	9	195	130	136.3	116.8
(3)在宅医療・介護連携	6	90	90	82.0	71.8
(4)認知症総合支援	6	175	95	122.3	106.1
(5)介護予防／日常生活支援	17	450	199	213.2	187.4
(6)生活支援体制の整備	4	85	65	48.8	48.0



(7)要介護状態の維持・改善の状況等	5	120	60	66.4	66.0
Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18	240	102	97.1	101.3
(1)介護給付の適正化等	9	120	72	65.5	58.4
(2)介護人材の確保	9	120	30	31.6	43.0
合 計	76	1,575	891	925.5	841.1

## (2) 進捗状況の評価・見直し

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の評価や保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用するなど、町の実情や課題の分析を進めます。

計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。

## 3 推進体制の整備・強化

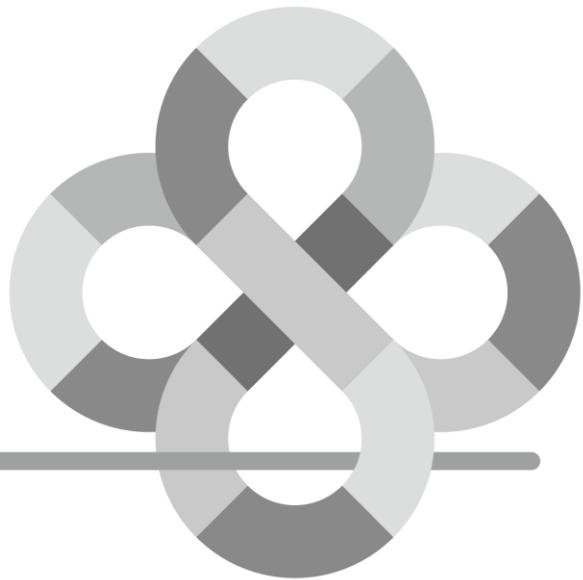
### (1) 内部推進体制の強化

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、介護・福祉課、健康づくり課その他関係各部署と連携を図り、計画推進のための体制強化を図ります。

### (2) 近隣の市町相互間の連携

地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に取り組み、近隣市町村との情報交換や調整等が重要なことから、広域的な連携をより一層図っていきます。

# 資 料 編







## 資料編

### 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「野辺地町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定にあたり、高齢者等の生活や健康等の実態、介護保険サービス、高齢者施策の意向等について、アンケート方式により調査を行い、基礎資料を収集し、課題分析等を行い、計画策定に資することを目的としています。

#### (2) 調査対象者

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和2（2020）年1月1日現在、野辺地町に居住する65歳以上の一般高齢者（要支援1・2認定者及び要介護1～5認定者を除く）3,996人を対象としました。

##### ② 在宅介護実態調査

令和2（2020）年1月1日現在、野辺地町に居住する65歳以上の要支援・要介護認定を受けている500人（無作為抽出）を対象としました。

#### (3) 調査期間及び調査方法

種類	調査期間及び調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和2(2020)年3月6日～3月23日の期間、郵送方式による調査票の配布・回収をしました。
在宅介護実態調査	令和2(2020)年3月6日～3月23日の期間、郵送方式による調査票の配布・回収をしました。

#### (4) 配布・回収数

種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,996人	2,691人	67.3%
在宅介護実態調査	500人	274人	54.8%



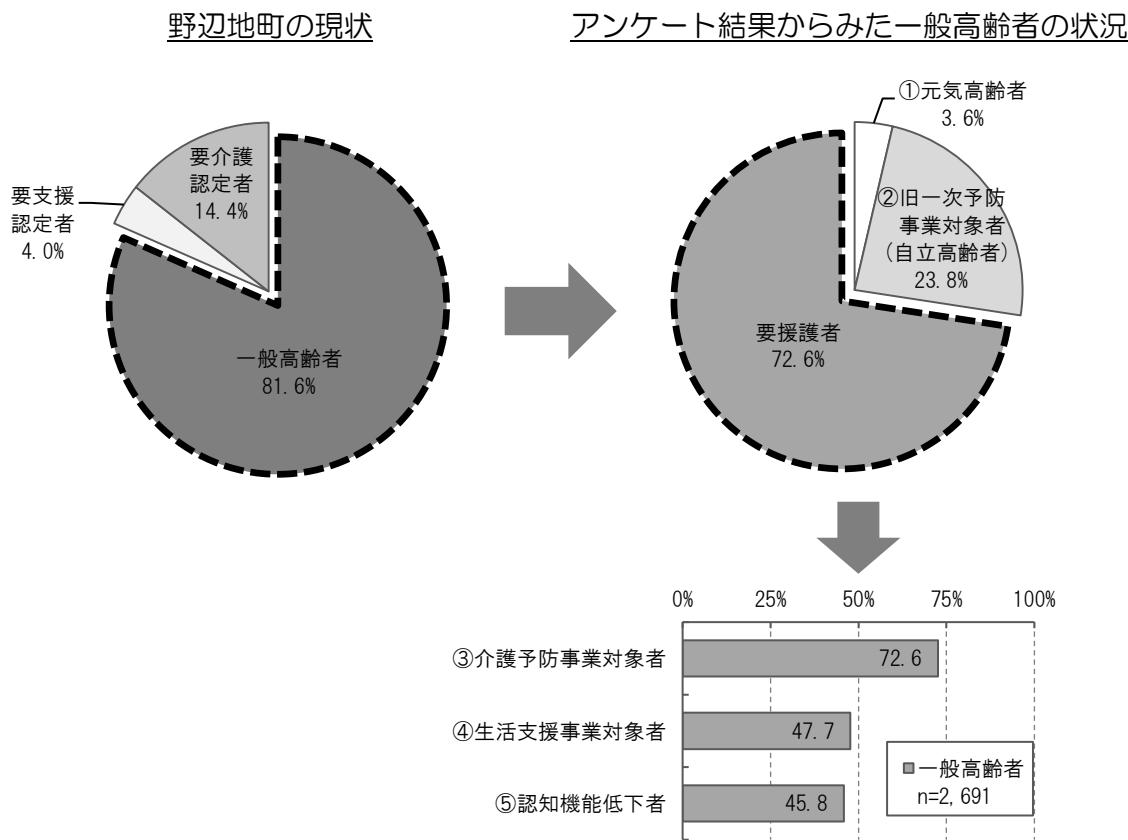
## 2 調査結果から見えた高齢者の現状

### (1) “5つの高齢者像” からみた地域分析

当町における令和2（2020）年1月現在の認定者数は902人（認定率18.4%）となっています。一方、認定者を除いた一般高齢者数は3,996人と高齢者人口の8割以上を占めています。

また、調査結果から高齢者像別に出現率をみると、要援護者は72.6%、旧一次予防事業対象者は23.8%、元気高齢者は3.6%となっています。

#### ■ 高齢者像別出現率



※「介護予防事業対象者」「生活支援事業対象者」「認知機能低下者」には重複があります。

※「旧一次予防事業対象者」は、一般高齢者から元気高齢者や要援護者（介護予防事業対象者、生活支援事業対象者、認知機能低下者）を除いた高齢者です。



○5つの高齢者像別出現率をみると、町全域は「元気高齢者」が3.6%、「旧一次予防事業対象者」が23.8%となっています。また、要援護者である「介護予防事業対象者」が72.6%、「生活支援事業対象者」が47.7%、「認知機能低下者」が45.8%となっています。

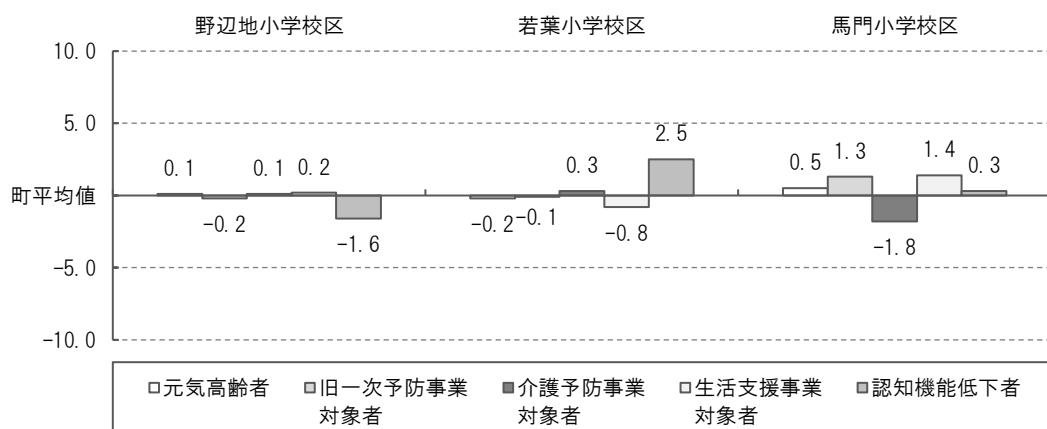
○出現率の地域差を小学校区別にみると、野辺地小学校区は「旧一次予防事業対象者」、若葉小学校区は「元気高齢者」「旧一次予防事業対象者」が町平均値より低くなっています。

○要援護者をみると、野辺地小学校区は「生活支援事業対象者」「介護予防事業対象者」、若葉小学校区は「認知機能低下者」「介護予防事業対象者」、馬門小学校区は「生活支援事業対象者」「認知機能低下者」が町平均値より高くなっています。

#### ■ 5つの高齢者像別出現率

	元気高齢者	旧一次予防事業 対象者	介護予防事業 対象者	生活支援事業 対象者	認知機能低下者
町全 域 n=2,691	3.6	23.8	72.6	47.7	45.8
野 辺 地 小学校区 n=1,467	3.7	23.6	72.7	47.9	44.2
若 葉 小学校区 n= 953	3.4	23.7	72.9	46.9	48.3
馬 門 小学校区 n= 271	4.1	25.1	70.8	49.1	46.1

#### ■ 5つの高齢者像別出現率の地域差



※町全域の出現率を町平均値(0.0)とします。

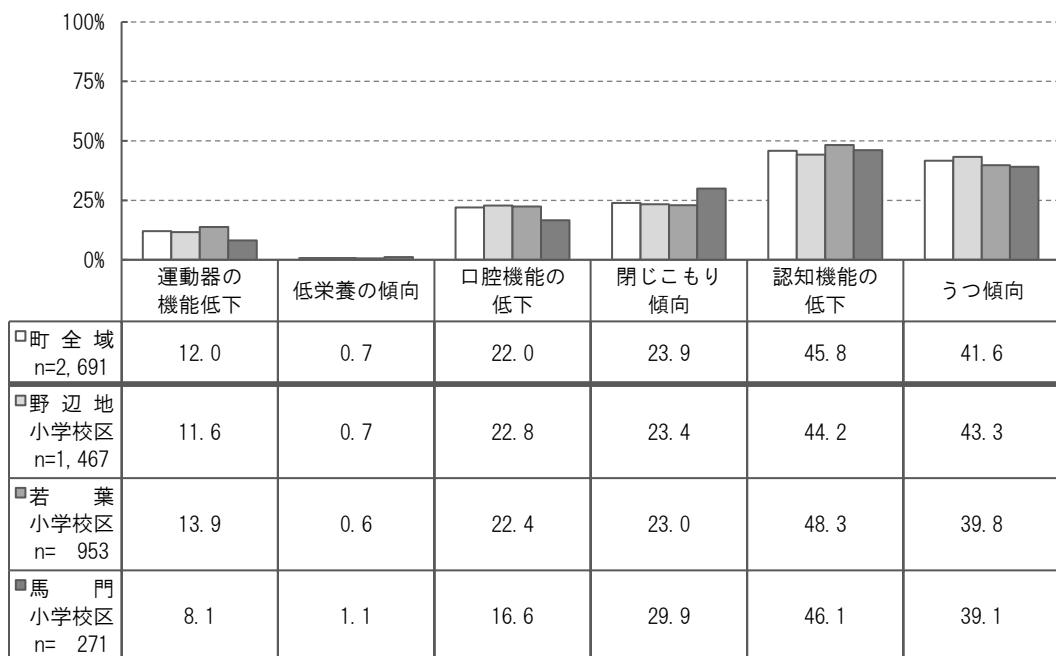


## (2) リスクに該当する高齢者の出現率

○町全域のリスク別出現率をみると、「認知機能の低下」(45.8%)が最も高く、次いで「うつ傾向」(41.6%)、「閉じこもり傾向」(23.9%)、「口腔機能の低下」(22.0%)、「運動器の機能低下」(12.0%)、「低栄養の傾向」(0.7%)となっています。

○小学校区別にみても、「認知機能の低下」「うつ傾向」のリスクがいずれも4割前後と高くなっています。さらに馬門小学校区では、「閉じこもり傾向」が約3割となり、町全域や他の小学校区に比べて高い傾向にあります。

■ リスクに該当する高齢者の出現率

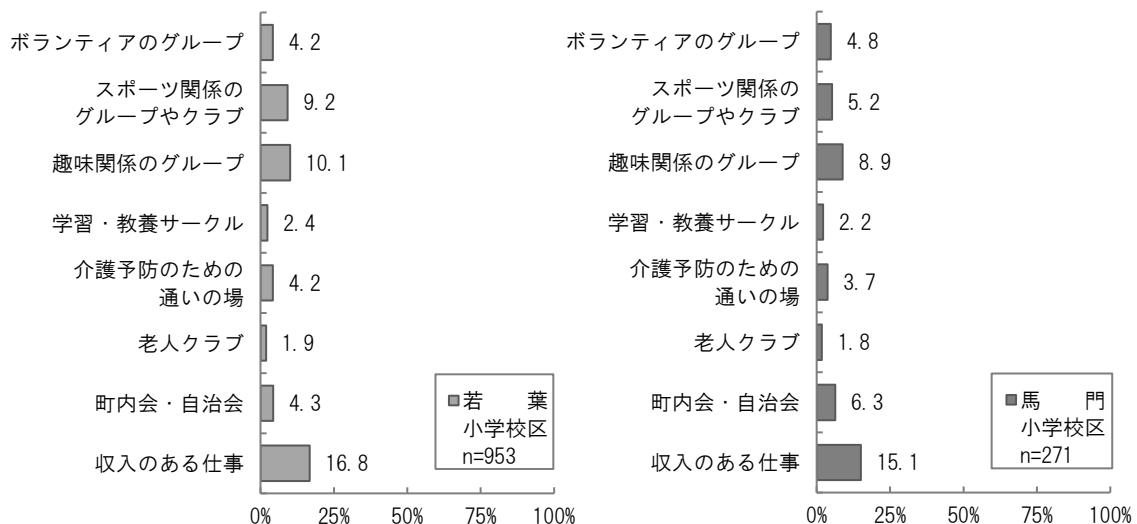
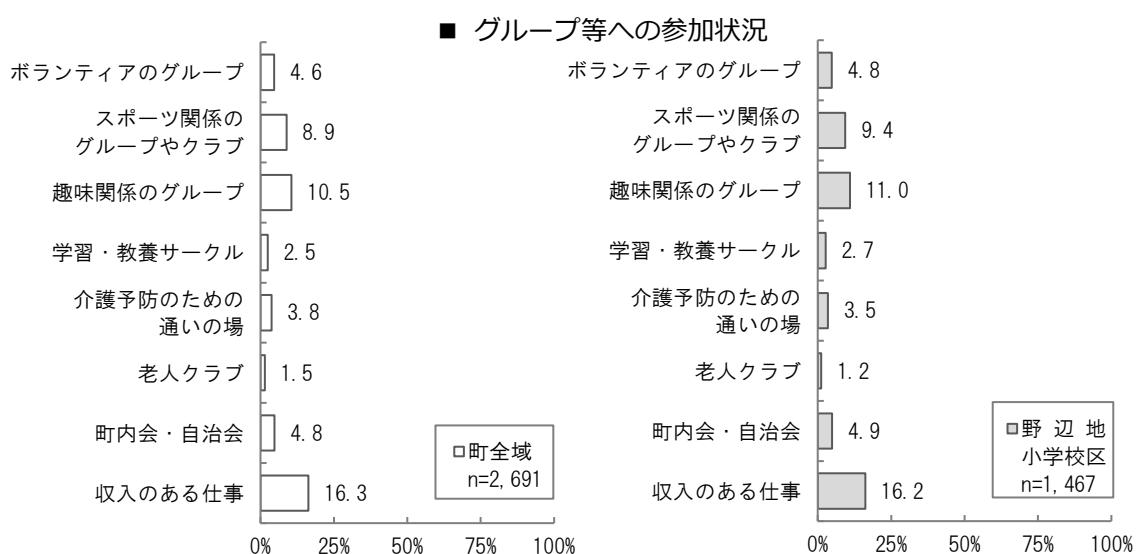




### (3) 地域での活動について

#### ① グループ活動等への参加状況

- 月1回以上参加しているグループ活動等をみると、町全域は「収入のある仕事」が16.3%、「趣味関係のグループ」が10.5%で、それ以外の活動は1割未満となっています。
- 小学校区別にみると、野辺地小学校区・若葉小学校区は「収入のある仕事」(16.2%・16.8%)と「趣味関係のグループ」(11.0%・10.1%)、馬門小学校区は「収入のある仕事」(15.1%)が1割を超えていますが、それ以外の活動は1割未満となっています。



※参加している割合は、問5(1)①ボランティア、②スポーツ関係、③趣味関係、④学習・教養、⑤介護予防のための通いの場、⑥老人クラブ、⑦町内会・自治会、⑧収入のある仕事で、「週4回以上」～「月1～3回」のいずれかに回答した割合の合計です。

## 野辺地町

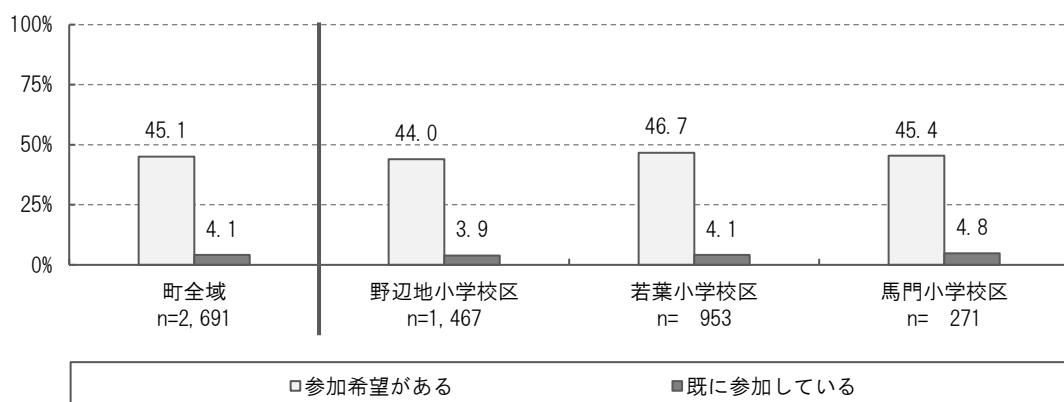


### ② 地域づくりに対する参加意向

○地域活動等への参加者としての参加意向をみると、町全域は「参加希望がある」が45.1%、「既に参加している」が4.1%となっています。

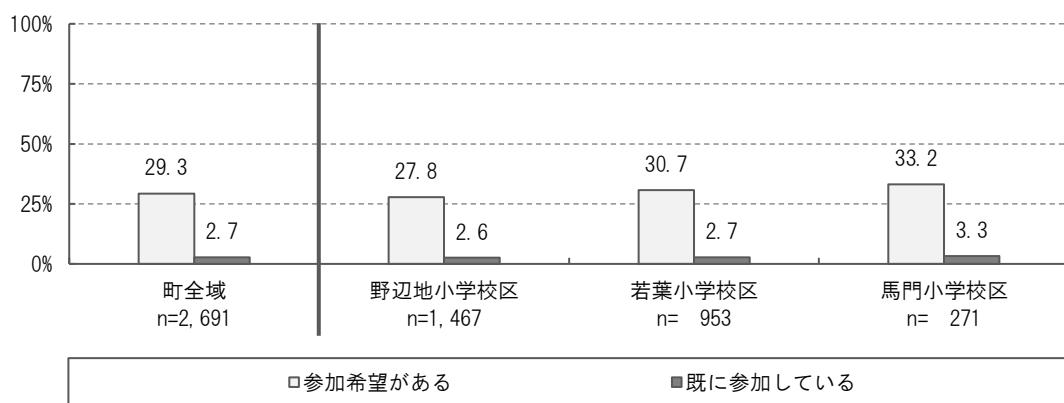
○地域活動等への企画・運営（お世話役）としての参加意向をみると、町全域は「参加希望がある」が29.3%、「既に参加している」が2.7%となっています。

#### ■ 地域活動への参加者としての参加意向



※「参加希望がある」：問5(2)で「1. 是非参加したい」「2. 参加してもよい」と回答した割合です。

#### ■ 地域活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向



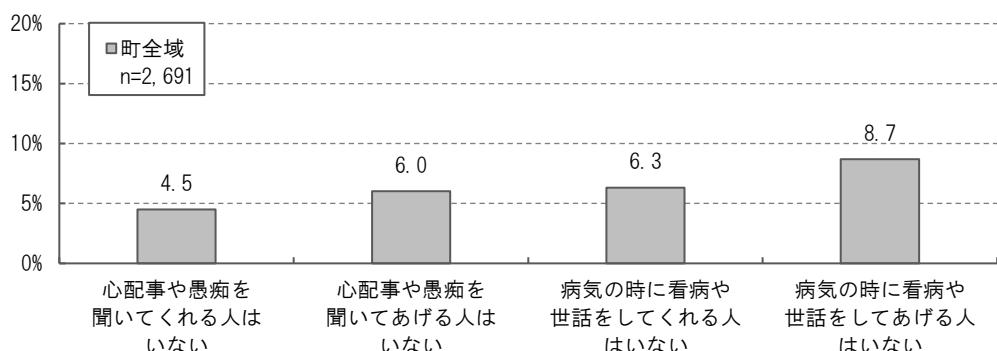
※「参加希望がある」：問5(3)で「1. 是非参加したい」「2. 参加してもよい」と回答した割合です。



#### (4) たすけあいの状況

○一般高齢者のたすけあいの状況をみると、町全域では「病気の時に看病や世話をしてくれる人はいない」(8.7%)が最も高く、次いで「病気の時に看病や世話をしてくれるのはいない」(6.3%)、「心配事や愚痴を聞いてあげる人はいない」(6.0%)、「心配事や愚痴を聞いてくれる人はいない」(4.5%)となっています。

■ たすけあいの状況



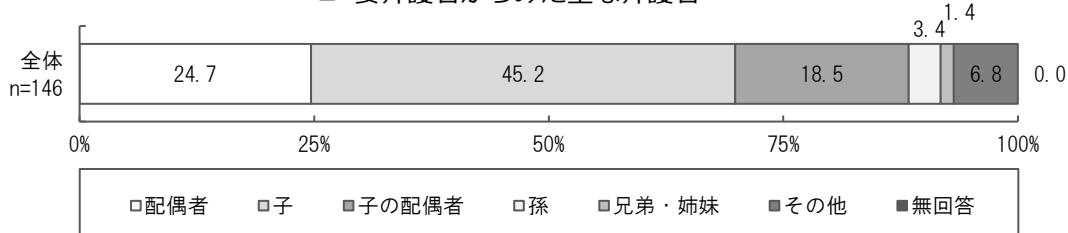
※問6(1)～(4)で、「そのような人はいない」と回答した割合です。

#### (5) 在宅介護の実態

##### ① 主な介護者の状況

○要介護者からみた主な介護者は、「子」(45.2%)が最も高く、次いで「配偶者」(24.7%)、「子の配偶者」(18.5%)となっています。

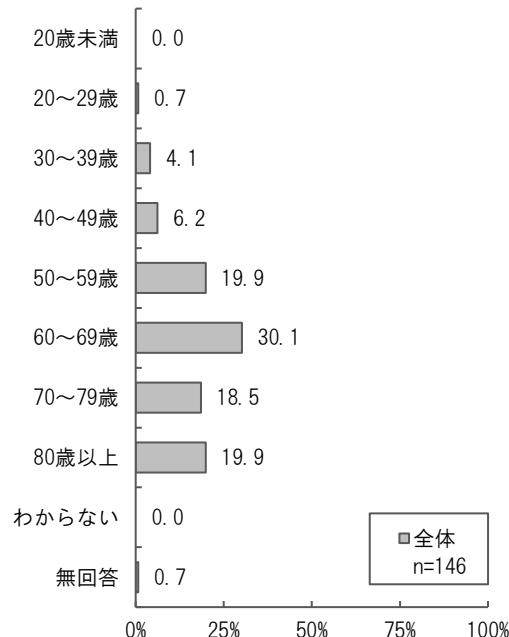
■ 要介護者からみた主な介護者





- 主な介護者の年齢は、「60～69歳」(30.1%)が最も高く、次いで「50～59歳」「80歳以上」(各19.9%)、「70～79歳」(18.5%)となっています。

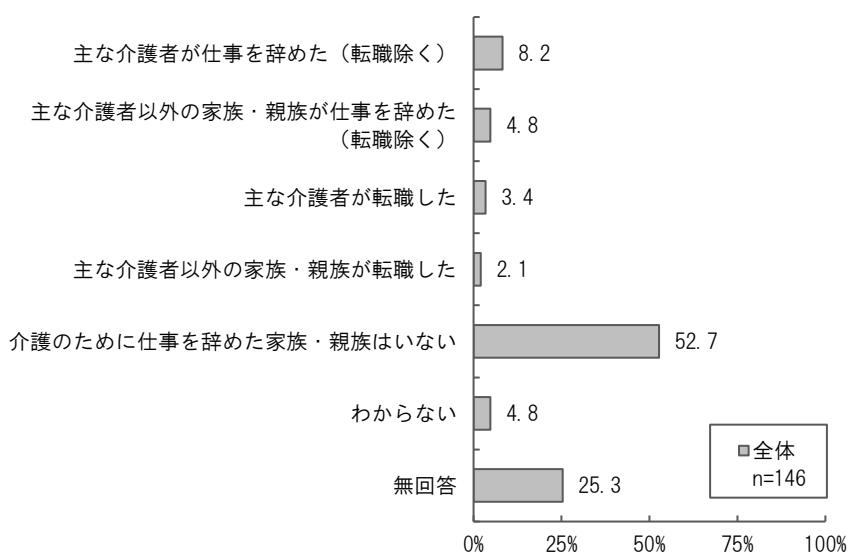
#### ■ 主な介護者の年齢



#### ② 家族介護のために離職した状況

- 「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」(8.2%) または「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」(4.8%) を合わせると介護離職者は13.0%となっています。「主な介護者が転職した」(3.4%) または「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(2.1%) を合わせると転職者は5.5%となっています。

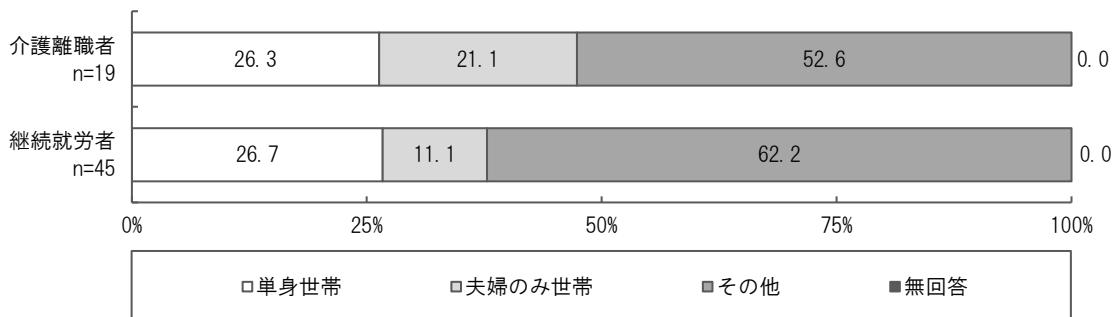
#### ■ 家族・親族が介護を理由に離職・転職した状況





○介護離職者・継続就労者別に要介護者の世帯状況をみると、「夫婦のみ世帯」の割合は介護離職者が継続就労者より10.0ポイント高く、「その他」は9.6ポイント低くなっています。

#### ■ 介護離職者・継続就労者別×世帯類型



※介護離職者：問7で「仕事を辞めた（転職除く）」と回答（「1」「2」を選択）した方です。

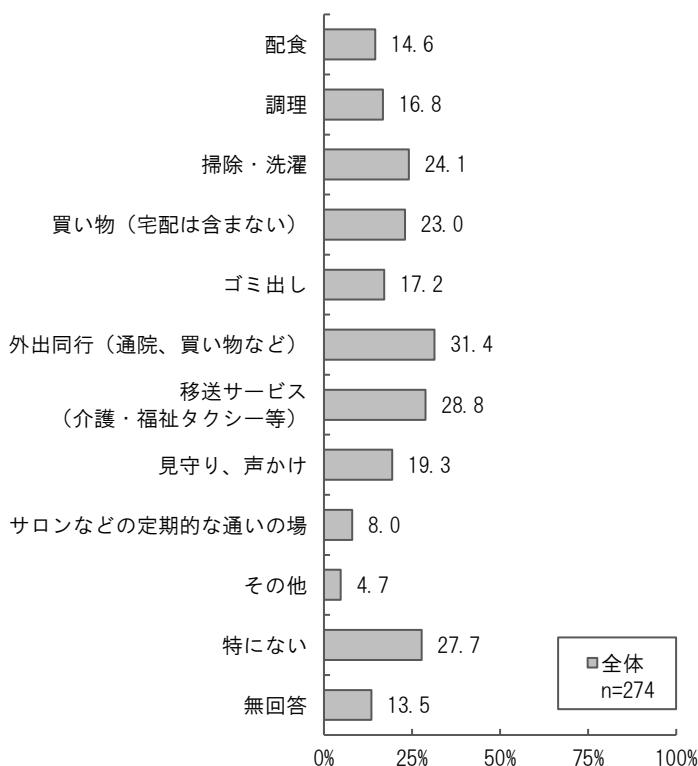
※継続就労者：①問7で「転職した」と回答（「3」「4」を選択）した方と、

②問7で「5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はない」と回答し、問14で「働いている」と回答（「1」「2」を選択）した方の計です。

#### ③ 在宅生活を続けていくために必要な支援・サービス

○在宅生活を続けていくために必要な支援・サービスは、「外出同行（通院、買い物など）」(31.4%)が最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(28.8%)となっています。一方、「特にない」は27.7%となっています。

#### ■ 在宅生活を続けていくために必要な支援・サービス



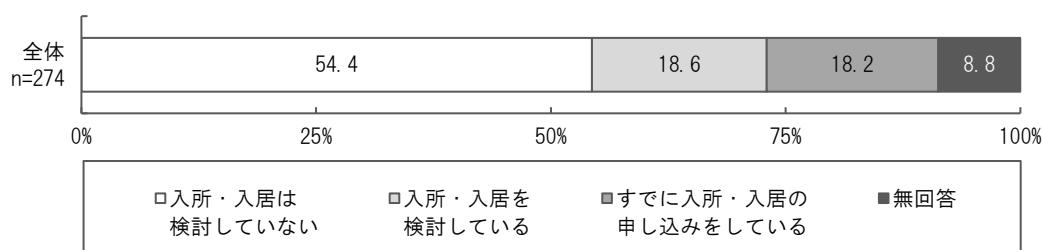


#### ④ 施設等への入所・入居の検討状況

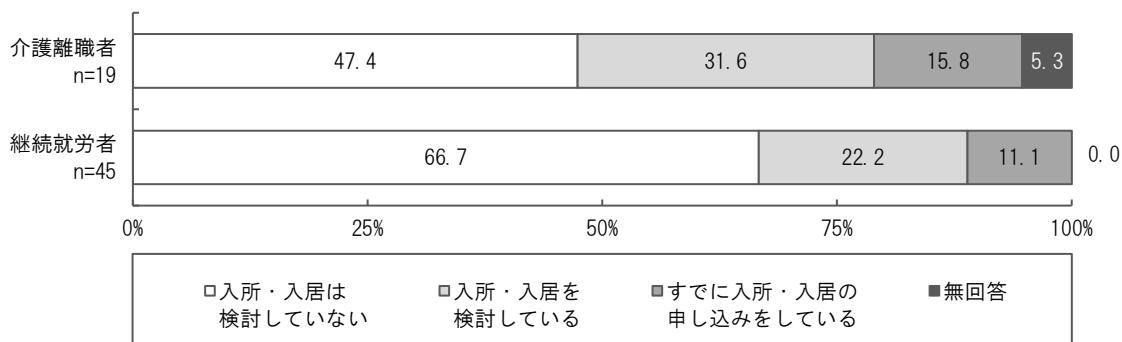
○施設等への「入所・入居を検討している」または「すでに入所・入居の申し込みをしている」方は36.8%となっています。

○介護離職者・継続就労者別に施設等への入所・入居に関する検討状況をみると、「入所・入居を検討している」または「すでに入所・入居の申し込みをしている」方は、介護離職者が47.4%、継続就労者が33.3%となっています。

##### ■ 施設等への入所・入居に関する検討状況



##### ■ 「介護離職者・継続就労者別」×「施設等への入所・入居に関する検討状況」



※介護離職者：問7で「仕事を辞めた（転職除く）」と回答（「1」「2」を選択）した方です。

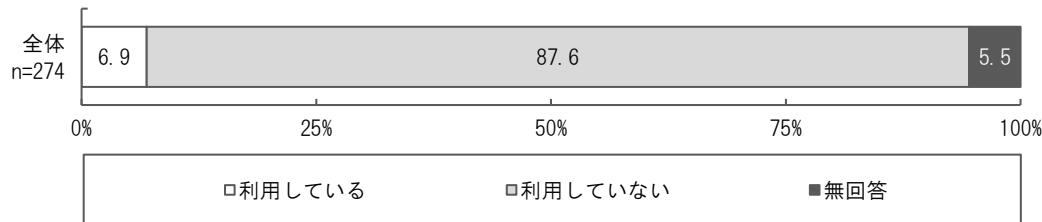
※継続就労者：①問7で「転職した」と回答（「3」「4」を選択）した方と、

②問7で「5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はない」と回答し、問14で「働いている」と回答（「1」「2」を選択）した方の計です。

#### ⑤ 訪問診療の利用状況

○訪問診療を「利用している」方は6.9%となっています。

##### ■ 訪問診療の利用状況





### 3 野辺地町包括福祉ケア会議設置要綱

#### (目的)

第一条 野辺地町に在住する児童、障がい者及び高齢者の多様なニーズに対応し、各種サービスの調整を行うとともに支援施策等の環境づくりを総合的に推進することを目的とする。

#### (野辺地町包括福祉ケア会議の設置)

第二条 前条の目的を達成するため、野辺地町包括福祉ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）を設置する。

#### (業務)

第三条 包括ケア会議は、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て支援計画、障がい者基本計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- 二 介護保険事業に対する苦情対策に関すること。
- 三 子どもを健やかに生み育てる環境づくりの推進に関すること。
- 四 高齢者の介護予防・生活支援事業の調整及び推進に関すること。
- 五 介護サービスの確保と提供に関すること。
- 六 身体拘束ゼロ運動に関すること。
- 七 養護老人ホーム及び生活支援ハウスの入所判定（以下「入所判定」という。）に関すること。
- 八 入所判定に対する疑義の審査に関すること。
- 九 障がい者支援制度の推進と介護保険制度との調整に関すること。
- 十 その他児童、障がい者及び高齢者福祉対策に関すること。
- 2 野辺地町地域包括支援センター運営協議会に関すること。

#### (委員及び任期)

第四条 包括ケア会議は、委員三十名以内をもって組織し、次の各号の中から町長が委嘱する。

- 一 野辺地町医師会長
- 二 野辺地町歯科医師会長
- 三 野辺地町に勤務している薬剤師から一名
- 四 野辺地町に勤務している柔道整復師から一名
- 五 野辺地警察署刑事生活安全課長
- 六 上北地域県民局地域健康福祉部長が推薦する者一名
- 七 北部上北広域事務組合野辺地消防署長
- 八 北部上北広域事務組合公立野辺地病院長
- 九 野辺地町社会福祉協議会長
- 十 野辺地町に所在する私立保育園長から一名
- 十一 野辺地町に所在する私立幼稚園長から一名
- 十二 野辺地町立小学校長から一名
- 十三 野辺地中学校長
- 十四 野辺地町連合PTA会長
- 十五 野辺地町に所在する居宅介護サービス事業施設長から一名
- 十六 野辺地町に所在する施設介護サービス事業施設長から一名



- 十七 野辺地町の介護保険利用者家族会から一名
- 十八 野辺地町の介護保険第一号被保険者から一名
- 十九 野辺地町の介護保険第二号被保険者から一名
- 二十 野辺地町自治会連合協議会長
- 二十一 野辺地町身体障がい者福祉会長
- 二十二 野辺地町に所在する障がい者福祉関係施設から一名
- 二十三 保健師又は看護師から一名
- 二十四 野辺地町副町長
- 二十五 健康づくり課長
- 二十六 学識経験者三名以内

2 委員の任期は、前項各号の職に在る期間とする。但し、第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号及び第二十六号委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第五条 包括ケア会議に会長一名及び副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とし、その再任を妨げない。
- 3 会長及び副会長の任期は、二年とする。
- 4 任期の途中で会長及び副会長に欠員が生じた場合は、第二項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長の任務は、次のとおりとする。
  - 一 包括ケア会議を総理する。
  - 二 必要に応じて包括ケア会議を招集する。
  - 三 包括ケア会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第六条 包括ケア会議は、委員の過半数をもって成立する。

- 2 包括ケア会議の表決は、出席委員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、第三条各号に規定する事項の情報収集や課題等の解決のため、第四条各号の委員以外に関係者の出席を求めることができる。

#### (入所判定委員会)

第七条 養護老人ホーム及び生活支援ハウスの入所者判定を行うため、入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

- 2 判定委員会は、入所判定委員（以下「判定委員」という。）及び参与をもって構成する。但し、参与は委員長の要請があった場合に限り出席するものとする。
- 3 判定委員の定数は、十名以内とし、町長が委嘱する。
- 4 参与は、少子・高齢化対策を所管する課（以下「主管課」という。）の担当職員、調査員及び委託医師とする。
- 5 判定委員会に委員長一名及び副委員長一名を置くこととし、判定委員の互選とする。
- 6 判定委員会の委員長、副委員長及び判定委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 7 任期の途中で委員長及び副委員長に欠員が生じた場合は、第五項の規定を準用する。



この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 8 委員長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 判定委員会を総理する。
  - 二 必要に応じて判定委員会を招集する。
  - 三 判定委員会の議長となる。
- 四 入所判定結果を速やかに主管課の課長（以下「主管課長」という。）に報告しなければならない。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 10 その他、判定委員会に必要な事項は、別に定める。

#### （児童福祉対策部会）

第八条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び児童福祉の向上を図るため児童福祉対策部会を設置する。

- 2 児童福祉対策部会の構成員は、児童福祉、保健、医療、教育、人権擁護、その他児童福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 児童福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、児童福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 児童福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で児童福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 児童福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 児童福祉対策部会を総理する。
  - 二 必要に応じて児童福祉対策部会を招集する。
  - 三 児童福祉対策部会の議長となる。
- 四 児童福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 児童福祉対策部会の副部会長は、児童福祉対策部会の部会長を補佐し、児童福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、児童福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 その他児童福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

#### （障がい者福祉対策部会）

第九条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び障がい者福祉の向上を図るため障がい者福祉対策部会を設置する。

- 2 障がい者福祉対策部会の構成員は、障がい者福祉、保健、医療、その他障がい者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 障がい者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、障がい者福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 障がい者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で障がい者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 障がい者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 障がい者福祉対策部会を総理する。



- 二 必要に応じて障がい者福祉対策部会を招集する。
- 三 障がい者福祉対策部会の議長となる。
- 四 障がい者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 障がい者福祉対策部会の副部会長は、障がい者福祉対策部会の部会長を補佐し、障がい者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、障がい者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 その他障がい者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(高齢者福祉対策部会)

第十条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び高齢者福祉の向上を図るため高齢者福祉対策部会を設置する。

- 2 高齢者福祉対策部会の構成員は、高齢者福祉、保健、医療、その他高齢者福祉に必要な関係者の中から、町長が委嘱する。
- 3 高齢者福祉対策部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、高齢者福祉対策部会の構成員の互選とする。
- 4 高齢者福祉対策部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 5 任期の途中で高齢者福祉対策部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 高齢者福祉対策部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 高齢者福祉対策部会を総理する。
  - 二 必要に応じて高齢者福祉対策部会を招集する。
  - 三 高齢者福祉対策部会の議長となる。
- 四 高齢者福祉対策部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 高齢者福祉対策部会の副部会長は、高齢者福祉対策部会の部会長を補佐し、高齢者福祉対策部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、高齢者福祉対策部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めなければならない。
- 9 その他高齢者福祉対策部会に必要な事項は、別に定める。

(事例検討部会)

第十一条 包括ケア会議からの付帯事項の検討及び高齢者のケアマネジメントの質向上を図るため、事例検討部会を設置する。

- 2 事例検討部会は、次に掲げる業務を行う。
  - 一 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで、個別課題の解決を支援すること。
  - 二 実態把握や課題解決を図るため、地域関係機関等の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築すること。
  - 三 個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題の発見を行うこと。
- 四 その他町長が必要と認める事項。
- 3 事例検討部会の構成員は、高齢者福祉、介護、医療の関係者の中から、町長が委嘱する。
- 4 事例検討部会に部会長一名及び副部会長一名を置くこととし、選任については、事例



検討部会の構成員の互選とする。

- 5 事例検討部会の部会長、副部会長及び委員の任期は、二年とし、任期途中の欠員の場合は、前任者の残任期間とする。また、その再任を妨げない。
- 6 任期の途中で事例検討部会の部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第四項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 事例検討部会の部会長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 事例検討部会を総理する。
  - 二 必要に応じて事例検討部会を招集する。
  - 三 事例検討部会の議長となる。
- 四 事例検討部会で検討された事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 8 事例検討部会の副部会長は、事例検討部会の部会長を補佐し、事例検討部会の部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 9 主管課長は、事例検討部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めるなければならない。
- 10 その他事例検討部会に必要な事項は、別に定める。

#### (専門部会)

第十二条 包括ケア会議で必要と認めた場合は、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会の構成員、定数及び業務等は、その都度、包括ケア会議で定める。
- 3 部会に部会長一名を置くこととし、構成員の互選とする。
- 4 部会に必要に応じて副部会長一名を置くことができる。この場合の選任は、第三項を準用する。
- 5 任期の途中で部会長及び副部会長に欠員が生じた場合は、第三項の規定を準用する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部会長の職務は、次のとおりとする。
  - 一 部会を総理する。
  - 二 必要に応じて部会を招集する。
  - 三 部会の議長となる。
- 四 部会の決定事項は、速やかに主管課長に報告しなければならない。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 主管課長は、部会から報告された事項を包括ケア会議に報告し、意見を求めるなければならない。
- 9 部会は、目的を達成した場合は、包括ケア会議の議決をもって解散するものとする。

#### (事務局)

第十三条 包括ケア会議の事務局は、主管課に設置し、庶務を行う。

- 2 事務局長は、主管課長とする。

#### (委任)

第十四条 この要綱に定めるもののほか、包括ケア会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成十五年一月一日から施行する。



(野辺地町地域ケア会議設置要綱の廃止)

2 野辺地町地域ケア会議設置要綱は、廃止する。

前 文 (抄) (平成一六年三月一八日告示第一五号)

平成十六年三月二十四日から適用する。

前 文 (抄) (平成一七年五月一二日告示第三五号)

平成十七年五月一日から適用する。

前 文 (抄) (平成一七年一一月一七日告示第六九号)

平成十七年九月一日から適用する。

附 則 (平成一九年三月三〇日告示第二五号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

前 文 (抄) (平成一九年五月二八日告示第四〇号)

平成十九年六月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年三月三一日告示第一九号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

前 文 (抄) (平成二一年四月一日告示第四八号)

平成二十一年四月一日から適用する。

前 文 (抄) (平成二四年三月三〇日告示第二二号)

平成二十四年四月一日から適用する。

前 文 (抄) (平成三〇年八月一日告示第七三号)

平成三十年八月一日から適用する。

前 文 (抄) (令和元年七月二二日告示第六〇号)

平成三十一年四月一日から適用する。



## 野辺地町 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行日 令和3年3月

発行者 野辺地町 介護・福祉課

住 所 〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

TEL 0175-64-2111 FAX 0175-64-9594

URL <http://www.town.noheji.lg.jp/>

